



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「助言」から「共有」へ : 情報化に伴う法専門職の変容可能性に関する序論的考察
Author(s)	郭, 薇; Guo, Wei
Citation	北大法学論集, 76(1-2), 69-125
Issue Date	2025-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95801
Type	departmental bulletin paper
File Information	03_Guo_lawreview_76_1_2.pdf,



「助言」から「共有」へ：情報化に伴う 法専門職の変容可能性に関する序論的考察

かく
郭

び
薇

目 次

- 1 本稿の問題意識
 - 1.1 社会的及び学術的な背景
 - 1.2 研究デザイン
- 2 専門職論における情報活動の位置付け
 - 2.1 1960年代までの特性論的アプローチ
 - 2.2 1970～1980年代の権力論的アプローチ
 - 2.3 1990年代以降の専門職論と情報
- 3 法専門職の情報発信とその役割
 - 3.1 法律知の「公益性」：法専門職と法運動
 - 3.2 「身分知」としての法情報：弁護士広告とキャリア研究
 - 3.3 情報発信からみた法専門職の「特殊性」
- 4 法専門職、情報と社会：産業論の視点から
 - 4.1 情報の共有に求める社会
 - 4.2 認知資本主義と法専門職
- 5 情報化の中の職業規範と法情報
 - 5.1 情報発信を前提とする専門職：ファッションモデルの職業戦略を参考に
 - 5.2 法情報における「流通志向」の所在：二つの法情報観
 - 5.3 「流通志向的な法情報観」の応用可能性：ある裁判例を素材に
- 6 結び

1 本稿の問題意識

本稿は、専門職や情報化に関する議論を参照することで、弁護士をはじめ法律系の実務専門職（以下では、法専門職という）¹の実践における「情報」の位置付けを再考するものである。こうした目的のもと、ここでは、法専門職にみられる対外的な情報提供とくに不特定多数向けの情報流通について扱っていく予定である。副題のとおり、本稿は法専門職の情報発信行為に対する実証調査の一環として、分析のための理論的枠組みを整理する序論的地位にあるものである。また、発信とは、個別の法制度で規定されたものではなく、分野を超えて社会全体にしばしば使われる概念である。したがって、本稿はこのような事実状況を踏まえながら、広い視点から法専門職にとっての情報活動の意味を抽出することに留意する。

1.1 社会的及び学術的な背景

日本においては、「情報化」という用語は、1960年代後半から1970年代にかけての経済政策に関する提言の中に見られ、コンピュータやインターネットを含む通信技術の利用に伴い、知的活動の高度化ならびに社会全体の生産性の向上を実現する状態という意味で使われている²。ここ

¹ 文章の冗長化を回避するために、「法律家」という表現を上記の「法専門職」と同義で併用する。従来の専門職 (professional) および法専門職 (legal professional) の研究は、英米圏を中心に蓄積されてきた。そこでは弁護士を法専門職の原型とされる。先行研究との対話可能性を確保するために、本稿も弁護士の実践を中心に法専門職の変容を考察する。また、本稿は、プロの法学研究者を分析の対象としない。両者の完全たる分離は不可能であるが、対人的サービスの特徴が強い法実務と、専門を同じくする学問共同体内部からの評価を重要視する近代の学術研究と同一視することができないからである。

² 国立公文書館デジタルアーカイブにて「情報化」をキーワードとして検索したところ、最も古い文書は、1969年10月に内閣府の経済審議会が「新経済社会発展計画」の作成のために設けた情報研究委員会が提出した報告書『日本の情報化社会：そのビジョンと課題』であった。日本の情報化社会に関する議論の変遷について、佐藤俊樹（2015）『社会は情報化の夢を見る〔新世紀版〕－ノイマンの夢・近代の欲望』（電子書籍）河出書房新社2520-2825頁を参照。

でいう情報は、明確の定義が提示されておらず、人々にとって意味または価値のあるものとして取り扱われ、取引の対象になり、さまざまな見解や行動を産み出す、一連の流れの中にイメージされるものである³。このような情報化社会において、通信技術の媒体を用いた情報の収集により、人々は日常的に以前より多くの情報を得ることが可能になる。例えば、専門教育を受けたり、専門家と個別相談したりしなくても、誰でも専門職団体または個人のブログやSNSに掲載されたコンテンツを容易に利用できる。このような「知の大衆化」とも呼べる現象については、専門職の密教的な性格を緩和し、利用を促進する効果があるとされる⁴。その反面、体系的な知識を軽視する傾向や、ミスインフォメーション（偽情報）や陰謀論の蔓延などが指摘され⁵、従来専門職が担ってきたゲートキッピング機能が弱体化するといった懸念もある。

³ 情報は、元々コンピュータ上の情報処理などテキストの意味を含まないデータを指すものである。その特徴を背景に、情報に関する議論は（計量的分析を用いた）工学やテクノロジー論に依拠する傾向が強く、技術が社会にもたらす影響という文脈で展開されることが多い。この点について、前掲注・佐藤(2015)。他方、今日の情報概念には受け手の視点から情報の効果に注目するメディア論の検討、いわゆる社会情報が加えられた。このような拡大解釈が見られる一例として、西垣通(2013)『続 基礎情報学－「生命的組織」のために』NTT出版株式会社8-66頁がある。そのような概念の多義性は情報化に関する議論の混乱を招いた要因の一つであるが、情報のイメージを象徴するものでもある。情報とされる物の性質は異なるが、そこで見られる交換性、言い換えるとコミュニケーションの介在は一つの共通項であるように思われる。なお、情報化と社会構造との連動を歴史学の視点から捉えるユニックな研究として、木庭顯(2025)「エピローク：情報のヘゲモニー」『2022日本：歴史的諸層位』日本評論社305-364頁がある。

⁴ 司法アクセスの観点から法情報とりわけITの活用を論じることは先行研究においてよく見られる。その状況に関する概説として、指宿信(2010)『法情報学の世界』第一法規348-350頁を参照されたい。近時の議論のうち、例えば経済学の観点からこの点を言及したものは、加藤晋＝伊藤聖亜＝石田賢示＝飯田高(2021)『デジタル化時代の「人間の条件」』筑摩書店96-97頁。

⁵ Tom. Nichols (2017) The Death of Expertise: The Campaign against Established Knowledge and Why It Matter, Oxford University Press, pp.105-132.

法専門職も情報化と無関係ではいられない。この点は、まず各メディアにおいて法律家が自ら発信するという現象から見て取れる。インターネットの普及、ソーシャルメディアの定着は、従来の活字メディアによるコンテンツが主な形式である一般向けの法情報の伝播に変化をもたらしている。例えば、弁護士が事務所のホームページを開設し、またはソーシャルメディアを通じて情報発信を行うことは、情報技術の社会実装が遅れているとされる日本においても普及している。さらに、弁護士の解説記事に特化したネットメディアがあり⁶、訴訟関連のコンテンツを配信し、寄付や裁判の傍聴など公共訴訟の支援を呼びかける試みも展開されている⁷。

また、法実務における情報技術の応用は近年注目されているトピックの一つとなっている。2000年代以降、公共または商業サービスとして提供された法令や裁判例のデータベースとそのデータに基づく分析ツールの出現に伴い、非法律家も多くの法情報にアクセスでき、それを自らの紛争処理に応用することが容易になっている。他方、裁判のIT化、または「リーガルテック」と呼ばれる、裁判進行の支援や契約の審査など情報技術は法実務において相次ぎ導入されている。それが依頼者に対する法的助言を提供する弁護士業務に大きな変革をもたらす可能性がある⁸。

情報化により法知識・情報へのアクセスが改善される一方で、新たな問題を引き起こす可能性もある。例えば、刑事法の改正において、関連報道が被害者やその遺族を中心に取り上げ、それに共感を表明する世論

⁶ 代表的なものとして、弁護士ドットコムニュース (<https://www.bengo4.com/topics/>) がある。

⁷ 公共訴訟の情報共有を行われているウェブプラットフォーム－CALL 4 (<https://www.call4.jp/index.php>) がある。その活動の意義について、谷口太規 (2024) 「公共訴訟の意義と機能、存立条件に関わる幾つかのことについて」法律時報96巻10号14-16頁を参照されたい。

⁸ Richard Susskind (2010) *The End of Lawyers?: Rethinking the Nature of Legal Services*, Oxford University Press, pp.16-19. 日本語の文献として、角田美穂子＝フェリックス・シュテフェック編著 (2022) 『リーガルイノベーション入門』構文堂がある。

を形成させることで、従来の法学で議論されてきた被疑者人権が軽視され、さらなる厳罰化につながる可能性がある」と指摘できる⁹。また、性犯罪や人種などセンシティブなテーマに関する情報発信は、しばしば「炎上」やネットリンチを引き起こし、発信者である法律家自身または議論の相手に厳しい非難あるいは誹謗中傷を向けられるケースも見られる¹⁰。

上述のように、情報化は法専門職にとってチャンスにも災いにもなり得るが、両者の関わりに関する本格的な検討はまだ少ない。先行研究は、主に情報リテラシーのアプローチと法学的なアプローチの考察に分けられる。そのうち、情報リテラシーのアプローチでは、法律家を取り巻く情報環境の変化に伴い、法に関する情報の収集または活用方法が考察の対象となる¹¹。リーガルリサーチと呼ばれる問題領域はその典型例である。

それに対して、法学的なアプローチは、情報化に伴う法的問題への対処に着目する。もともと、クライアントの個人情報や委任関係下で得られる情報の取扱いについては守秘義務という法曹倫理の論点から検討されることが多いが、それ以外の法専門職の情報活動に対する明確な規定はほぼ存在していなかった。近年、情報公開の拡大やリーガルテックの社会実装を背景に、弁護士による情報の利活用に伴う責任に関する検討が盛り上がっている。例えば、2022年に日本弁護士連合会が弁護士情報セキュリティ規程を制定し、弁護士業務に関わる情報利用の規制のあり方を模索している¹²。そして、法曹倫理の視点から人工知能など情報技

⁹ この点について、郭薇(2017)『法・情報・公共空間：近代日本における法情報の構築と変容』日本評論社57-102頁を参照されたい。

¹⁰ 例えば、「「強姦を示談に」弁護士 HP の PR 漫画に批判殺到 一転「配慮に欠けた」と謝罪と削除」J-cast ニュース (2015.12.17)

<https://www.j-cast.com/2015/12/17253561.html?p=all>。また、法律家の発信が議論の相手に非難を集中させた事例として、郭薇(2022)「法学は公共的議論にとって有用かー『ファクトチェック』と法律家の情報発信」法社会学88号、20-28頁がある。

¹¹ 日本法情報学の変遷について、郭薇(2023)「法学と情報(工)学のコミュニケーション：法のIT化は難しいのか(下)」法律時報95巻9号91-96頁を参照されたい。

¹² 「弁護士情報セキュリティ規程」の内容は、<https://www.nichibenren.or.jp/>

術の支援を受ける法的サービスの問題点（特に非弁活動のリスク）に関する論考は複数確認される¹³。それらの分析は、法実務において法情報の生成や管理に関する現場のニーズに対応するものであると言える。

しかしながら、情報の収集・発信が日常化した今日の社会においては、業務の効率化や法曹倫理という視点のみで法情報の活動とその影響範囲を十分に捉えることができない。専門家と非専門家との間の情報格差を縮小させるという情報化社会の想定から見れば、法律業界の既存のやり方を前提とした情報の利活用に対してはエリート主義の批判が避けられないと推測する。また、法実務の効率化や法的責任問題に限らず、法律家は多種多様な場面で情報化と深く関わっている。このような状況の下で、情報化が法律家にもたらす変化を論じるために、従来の専門職像の想定を超えて、（法）専門職における情報活動の位置付けを再検討することに意義があるように思われる。

1.2 研究デザイン

「依頼者のニーズに沿って専門知識に基づくアドバイスする」という専門職サービスの理解に異論を唱える者は、ほとんどいないであろう。法専門職の場合、法規範に照らして事実認定や法的推論を行い、法律相談、法廷弁護または判決の形でその専門的知見を情報として提供するプロフェSSIONナルと言い換えることもできる。この点においては、法専門職と情報提供とは不可分な関係にあるように思われる。ただし、冒頭で述べたように、近時、直接の依頼者に留まらない、不特定多数への情報提供を行う法律家は増えてきた。本稿は、個別の当事者（依頼者）に対する助言を超えて、専門職の資格を有する法律家による一般向けの情報提供に着目し、法律家による情報発信の拡大とその影響を検討する。

ところで、一口で発信と言っても、その内容は必ずしも均質的なものではない。弁護士の情報発信においては、法律知識の提供以外に、弁護

library/pdf/jfba_info/rules/revision/220610_security_kitei.pdf を参照されたい。

¹³ 例えば、松尾剛行 (2019)「リーガルテックと弁護士法に関する考察」情報ネットワーク・ローレビュー 18巻1-23頁、または石田京子 (2024)「リーガルサービスの規制と技術革新」慶應法学52巻23-50頁がある。

士個人の活動紹介や、社会問題に関する意見表明まで含む。そこには、弁護士自身のサービスやアイデアなどの存在や意義を広く世間に認知させるという広告の側面も見られる。さらに、実際の紛争処理や裁判に対する影響の度合いを考えると、弁護士自身が担当する事案の情報と一般的な法制度の解説という区別も重要である。以上の点からすれば、法律家による情報発信は一般の記事として公表されても、関係者の取材を基にするジャーナリストとは異なる情報の製作過程が想定される。法専門職による情報発信の内容・形式も多様多様かつ流動的であり、事前に情報発信を類型化したうえでその特性を検討するのは実情にそぐわないように思われる。

個別の発信実践にとどまらず、今日の社会における法専門職による情報発信の普及要因や、それが法専門職の業界全体にもたらす影響といったメタ的な側面についての検討が求められている。情報化社会において法律家の在り方を探求する一環として、本稿は専門職である法律家の情報活動に関する理論的な検討を行い、情報発信に伴う法律家のあり方を論じる。具体的に、第2章では法律家の特徴である「専門職」に着目しながら、広く職業社会学の知見を参照し、専門職における情報提供の捉え方を俯瞰する。次いで、第3章では、法専門職論の情報提供をめぐる先行研究を再構成し、議論の現在地とその課題を明示する。さらに、第4章と第5章では、情報化に伴う産業の特性を踏まえながら、(法)専門職による情報発信の必要性和その活動の特徴を論じ、法専門職の実践の変容可能性を考察する。

2 専門職論における情報活動の位置付け¹⁴

日本において、専門職に関する包括的な研究は、石村善助の検討まで遡ることができる。専門職 (professional) については、彼が次のよう

¹⁴ 専門職と知識 (knowledge) との関係について、社会学の分野において次の先行研究がある。Keith M. Macdonald (1995), *The Sociology of the Professions*, SAGE Publications, pp.157-186. 同じく学説の変遷を扱うものとして、本章と上記の Keith の記述は、特に1980年代までの検討対象文献に若干の重複がある。

に定義していた。すなわち、「学識（科学または高度の知識）に裏付けられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それにも基づいて不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて具体的奉仕活動を行い、よって社会全体の利益のために尽くす職業」である¹⁵。つまり、ここでの専門職は、特定の対人的サービスとし、その従業者が体系化した高度の知識を駆使するなどプロフェッションとしての社会的特性を獲得し、加えて公益に貢献するある種の価値や規範の共有も求められている。このような考え方は、日本社会に浸透し、いまだに職業をめぐる一般的な認識として見られる。日本標準職業分類に基づく国勢調査における「専門的・技術的職業」という調査項目や、専門知識の伝授が前提とする専門職大学院制度は、その考え方の表れとして位置付けられる¹⁶。

留意すべきは、弁護士を含む日本の専門職制度に関しては、明治維新以降、政府の強いイニシアチブのもとに導入されてきたという点である。それは、日本での専門職実践が、近代の専門職概念を作り出した西洋社会の歴史的事実と必ずしも同一視できないことを意味する。従来の専門職論に依拠して法専門職における情報発信の機能を問うのであれば、そもそも専門職論はどのような文脈で、どのように情報（知識も含む）の所在を論じてきたのかについて理解することが重要であろう。つまり、直ちに専門職が公益のために専門知を社会に提供するという規範論に収斂させるのではなく、その社会と専門職との関係の中に情報提供の所在を捉え直す必要があるように思われる¹⁷。以下では、職業に関する社会

¹⁵ 石村善助 (1969)『現代のプロフェッショナル』至誠堂25頁。

¹⁶ この点を指摘したものとして、鵜沢由美子 (2016)「現代日本における「専門職」の意味」明星大学社会学研究紀要 (36) 128～129頁がある。

¹⁷ 近年、憲法学の分野では、アメリカで提唱された知識コミュニティ (the knowledge community) 理論に基づいて専門職の言論活動、いわゆる専門職言論 (professional speech) のあり方を考察する議論が見られる。日本での関連検討として、井上嘉仁「プロフェッショナル・スピーチ (専門職言論) の類型化の意義：知識コミュニティ理論からのアプローチ」廣島法學43巻4号127-166頁がある。知識コミュニティ理論のポイントは、知識の構築や運用を専門職集団の本質とみなし、このような知識コミュニティが専門的意見を生み出し、社

学的研究の各段階において、どのような問題関心のもとで、どのような情報活動を対象に、いかに論じてきたのかについて整理する。ここでは、学説史的に、1960年代までに機能主義のもとに特性論的アプローチが展開された時期、1970年代から1980年代にかけて特性論的アプローチへの批判が進み、権力論的解釈が台頭した時期、1990年代以降、対象事例の多様化または細分化が注目される中に一般理論が衰退していく時期に分ける。これらの時期区分を踏まえて、専門職の実践における情報の位置付けを整理する¹⁸。

2.1 1960年代までの特性論的アプローチ

上記の石村の専門職に対する捉え方は、特性論的アプローチ (the trait approach) と呼ばれる専門職論に属するものである。それは、専門職の特性をめぐる議論を踏まえたうえで、それぞれの特性の獲得程度に従って、現実の諸職業の専門職化の程度を検討するという考え方である。専門職の特性に関しては、法律家、医師、聖職者といった西洋社会における古典的な専門職をモデルとしつつ、他愛 (利他) 的倫理、専門職団体の自治、体系化した知識 (専門知) に基づく活動などの共通項が抽出

会に提供することで私人の言論と異なるものである。その考え方は、後で述べる、法律家を含む伝統的な専門職を理念化した特性論的アプローチに回帰したものであるように思われる。知識コミュニティ理論を提唱する Claudia.Haupt は、もともと医師等の伝統的な専門職をモデルとして想定しているため、その意味で彼女の結論は自然な帰結であろう (Claudia. Haupt (2016), Professional Speech, 125 YALE L. J. 1238, pp1292-1293)。法社会学的視点に基づく本論は、上記の憲法学的議論を直接的に批判するものではないが、専門職と「知識コミュニティ」との関連性が文脈依存的なものであるという立場を採用する。

¹⁸ 法社会学者による専門職論の学説史的考察として、渡辺千原 (2018)「ポスト司法改革期におけるプロフェッション概念の可能性」『訴訟と専門知－科学技術時代における裁判の役割とその変容』日本評論社287-310頁と武士俣敦 (2024)「弁護士業務の市場形成とプロフェッショナリズム」福岡大学法学論業68巻4号645-651頁がある。渡辺の論考は裁判手続の担い手としての法専門職のあり方に注目するものであるが、武士俣の論考は弁護士市場の特徴とその変化を包括的に検討している。両論文とも日本の状況を念頭におきながら法専門職の変化を考察したものの、専門情報の流通が持つ意味に特化したわけではない。

されている¹⁹。

では、専門職においては、なぜ「体系化した知識」が重視されるのか。それは、血縁や地縁の共同体と異なる、近代の分業的社会においてそれぞれの技能に基づく労働・職業集団への役割期待と関係している。この点は、古典社会学の代表人物であるÉmile Durkheimの専門職論²⁰から鮮明に読み取れる。

Durkheimは、近代工業の確立や資本主義の発展とともに、これまで人々の連帯を維持させる家族関係や地域共同体の弱体化が進み、人々が自己利益を過度に追求し、公共生活を支える道徳的基盤が崩壊してしまうことを懸念していた。その問題意識の上で、彼は、機能分化した職業の活動を介して個人と公共生活との連帯を取り戻すことで、社会の秩序を再建させる解決策を見出している。具体的には、Durkheimは、職業倫理を個人の利益や意識と異なり、機能分化を果たした職業の規範による要請として捉え、同時に共同生活を構築する集団意識・感情・価値を支えるものとみなす²¹。彼は、弁護士会（Advocates' association）も含む、「corporation」と呼ばれる専門職の共同体に注目し、その共同体に属するメンバーが定期的に祝祭や集会を開催し、組織の構成員が知識・技術の習得や活動のルール作りを通して互いの利害や意識を共有させ、さらに集団として政治活動に参加する現象に注目している²²。Durkheimが

¹⁹ Geoffrey Millerson (1964) *The Qualifying Associations: a study in professionalization*. Routledge and Kegan Paul, pp1-13. 前掲注・石村の専門職の定義は特性論的アプローチが採用されたものである。日本の専門職の社会学的研究として、特性論的アプローチを用いた専門職の類型分析を行った、竹内洋 (1971)「専門職の社会学：専門職の概念」ソシオロジ16巻3号45-66頁がある。

²⁰ 厳密的にいうと、Durkheimは専門職 (professional) そのものではなく、市民道徳 (civic morals) の表れとして専門職倫理 (professional Ethics) の性質に注目した。Durkheimの社会学理論における専門職 (倫理) の位置付けについては、Georges Davy (1958) "Introduction" Émile Durkheim=Translated by Cornelia Brookfield, *Professional Ethics and Civic Morals*, The Free press, pp.xiii-xliv.

²¹ 前掲注・Durkheim, pp.3-5.

²² 前掲注・Durkheim, pp.16-27. 英訳本では corporation を guild に訳されたが、ここで Durkheim は単に同業者の利益集団だけではなく、そこに宗教共同体と

追求する近代社会の理念は、社会の構成員が特定の機能を果たす職業団体とそれに伴う倫理規範の形成を通じて、公共生活を理性的に営み、社会秩序の維持を実現させるものである²³。

Durkheimのような、近代社会における公共と個人の利益との調和を目指すという立場から専門職の自己規制と職業倫理を言及することは、早期の専門職研究においてよく見られる傾向である²⁴。そこでは、専門職の実践において知識の位置付けは断片的に言及されていたが、それと社会との関係性に対する説明は必ずしも明確ではない。

その後、アメリカの社会学者であるTalcott Parsonsは、上記の機能主義的な観点を継承し、専門職の独自の行動・思考パターンに注目して、新たな視点を提示した。個人主義的商業化への懐疑と道徳的秩序の再建という点で、Durkheimと問題関心を共有するParsonsは、キャリアの初期から専門職（profession）に対する関心を示した。1939年に彼が公表した論考「専門職と社会構造（The Professions and Social Structure）」においては、個人と公共の利益との対立を乗り越え、分業化した近代社会の秩序がすぐれた「技術力（technical competence）」を使い、速やかな機能遂行ができる専門職に依存することを論じていた²⁵。この論文においては、専門職がその職業が持つ役割（機能）を最も合理的な方法によって遂行できるとされる。

この考え方は、彼の医療現場に関する分析においてさらに明確に示されている。具体的に、病気の治療を医療問題として構造化し、これを行える技術を有する専門職である医師が独占的に行うとParsonsが指摘している。そこでは、医師が自己利益中心的に振る舞う場合、患者が医師

も共通する連帯のあり方を見出しそうとしている。また、彼の記述においては法人理論が参照されているのは明らかであるが、本論の射程を超えるために、この点に対する検討は割愛する。

²³ 前掲注・Durkheim, pp.29-32

²⁴ この点について、吉村治正（1992）「プロフェッション論の変容と展開：社会変動論との関連を念頭に」（慶應義塾大学大学院）社会学研究科紀要35号、46-48頁を参照されたい。

²⁵ Talcott.Parsons（1939）“The professions and Social Structure”, 17（4）Social Forces, pp.457-467.

の判断を「権威のあるもの」として受け入れ難しくなり、治療に協力しない行動を取ることで、結局医療行為自体の遂行が失敗すると想定される。だからこそ、役割関係を成立させるには医師の利他的な志向が必要であるとParsonsが考えている²⁶。このように、Parsonsの理論においては、専門職が保有する技術・知識は限定した機能遂行に依存し、つまり非専門職（患者）に役務を提供する中に形成されるものである。Parsonsから見れば、実現する価値（役割）の普遍性があるため、専門職の活動は自身の業績を追求すると同時に依頼者の問題を解決していく、私益と公益を媒介する社会統合を担うことができる²⁷。

Parsonsは、専門職の実践を高度な専門知の応用と一般市民に対する信託的（fiduciary）責任が混在するもの（professional complex）として捉えている²⁸。また、その混合的な実践は、認知的な産物（cognitive achievements）であり、知識（knowledge）の取り扱いと密接に関わっているとされる。ここでいう知識は、単に純粋な知的活動（the pure intellectual disciplines）ではなく、依頼者との間で蓄積された実践的な知見、またはその実践を支える研究まで含む²⁹。ここでいう専門職が提供する情報は学術共同体の中に閉じ込まれているものではないように思われる。

さらに、特性論的アプローチを採用する専門職論が自律性を強調することも注目値する。この点については、アメリカの社会学者であるWilliam Josiah Goodeの研究から見てみよう。Goodeは、専門職を専門知や技能を持つ特殊の集団（community）とし、その独自の文化や統制のメカニズムを論じている。彼によれば、このような専門職集団には、

²⁶ 医師の事例について、Talcott.Parsons (1951) *The Social System*, The Free Press, pp.428-479を参照されたい。

²⁷ 法専門職にも社会問題を解決するための媒介機能を持っているとParsonsが指摘していた。Talcott.Parsons (1952) "A Sociologist looks at the legal profession", in his *Essays in Sociological Theory*, The Free Press, pp. 370-385.

²⁸ Talcott.Parsons (1969) "Research with Human Subjects and the 'Professional Complex'", 98 (2) *Ethical Aspects of Experimentation with Human Subjects*, pp. 329-330.

²⁹ 前掲注・Parsons (1969), pp.331-335.

次の8つの特徴がある。すなわち、(1)専門職のメンバーは同一のアイデンティティを持つ (Members are bound by a sense of identity)、(2)殆どの専門職は長期的なキャリアになる、(3)専門職のメンバーは共通の価値観を共有する、(4)専門職には明確な役割があり、非専門家を含む社会構成員の中にも同様な役割期待が見られる、(5)専門職集団内では独自の用語(専門知)が使われており、外部の人がそれを理解しづらい、(6)専門職集団はそのメンバーを自ら統制する、(7)専門職の境界は社会構築的なものであり、教育や資格などによって設定される、(8)専門職は血縁ではなく、専門教育を通じて養成されており、その中に専門職の価値観や知識が継承されていく、ことである³⁰。上記の立場を踏まえて、Goodeは、専門職による情報発信の有効性に懐疑の目を向ける。彼は、対外向けの専門家ランキング(public ranking)を公表・利用することによって、専門職が専門知を持たない依頼者や一般市民からの過度な要求に晒されることを問題視している。このような情報発信は、専門職集団内の連帯を弱体化させるために有害であるとGoodeが考えるからである³¹。

上記の検討からわかるように、専門知を用いて社会の維持に貢献し、専門職同士の独自のアイデンティティを持ち、内部の倫理規定に基づく自治を実現する、といった専門職のイメージは1960年代までの職業社会学-特性論アプローチの知見に由来するものである。その捉え方においては、専門職と外部社会との関係は、あくまでも個々の依頼者に対するサービスによって実現されるものであり、それと無関係の対外的発信が重視されていなかった。留意すべきは、専門知が流動的なものであり、専門職の実務環境の中に形成されていくという認識は、この時期において既に見られたことである。

2.2 1970～1980年代の権力論的アプローチ

特性論的アプローチは、近代社会の機能分化という歴史的事実を専門

³⁰ William J. Goode (1957) "Community within a Community: The profession", *American Sociological Review* 22 (2), pp.194-196.

³¹ 前掲注・Goodes (1957), pp.198-199

職に投影し、専門職の公益性や体系化した専門職教育によってその行動パターンの標準化を想定するものである。むしろ、個別の実践が、規範的な専門職像と常に一致するとは限らない。それを背景に、特性論的アプローチに対しては、専門職のリアリティを必ずしも示していないことや、非専門家である一般市民に、専門職の理念型を現実として信じ込ませる効果があるという点に批判が寄せられている³²。

ただし、このような批判は、より広い社会学の文脈から理解する必要がある³³。1960年代の機能主義が近代社会の構造転換に注目したことに対して、その後の(アメリカ)社会学はコンフリクト理論の時代に突入し、そこで主体間の相互作用が重要視されるようになったという経緯は広く知られている。そのような社会学理論の変遷に同調し、1970年代に入ると、ミクロな仕事現場の中に専門職が持つ「支配力」(dominance)の作用を検討する、いわゆる権力論的アプローチ(the power approach)が有力なものになってきた³⁴。その視点から、依頼者や隣接職への優位性を獲得・維持し、その経済的・社会的地位を確かなものにする利益集団としての専門職の現実が、より強調されてきた³⁵。

特に知識や情報の利活用に注目した専門職論として、その時期に発表されたAndrew Abbottの研究は無視できない存在である。Abbottは、各国の様々な専門職の発生過程を調査したうえで、専門職に一定の特徴

³² 前節の整理から分かるように、たとえばParsonsの議論において専門職の実践の動的側面が無視されたとは必ずしもいえない。

³³ この点について、前掲注・Macdonald (1995), pp.2-4も紹介している。

³⁴ この視点の提唱者の一人であるElliot.Freidsonは、医療関係者(the medical profession)がほかの職業やクライアントとの関係の中に自律(autonomy)を獲得するプロセスを検討した。その研究成果として、Elliot.Freidson (1970) *Profession of medicine: A study of the sociology of applied knowledge*, University of Chicago Pressがある。

³⁵ Magali Sarfatti Larsonは、専門的知識や技術を独占することで、専門職としての市場独占を果たすことで自らの社会的地位や収入上昇を実現しようとするとは指摘した。彼女の代表作として、Magali Sarfatti Larson (1977) *The rise of professionalism: A sociological Analysis*, University of California Pressを参照されたい。

がある特性論的アプローチを批判し、その多様性を強調した上で、法律家（弁護士）など専門職を「いくつかの抽象的な知識を特定の事例に適用する排他的な職業集団である」としてのシステムと定義した。Abbottによれば、専門職は、社会的なニーズをただ発見するだけではなく、専門職が抽象概念（abstraction）の知識体系を構築することによって新たな社会問題を提案し、その解決過程に関わる管轄権（jurisdiction）を主張することができる³⁶。

その理論が応用された事例分析として、ここでは1980年代の人工知能（エキスパートシステム論）の社会実装に対するAbbottの批判的な検討を取り上げたい。Abbottは専門職の知識体系に上記のような「抽象概念」、つまり「客観的」あるいは形式推論に当てはめないような知識が必然と含まれるため、専門業務を完全に情報技術に「翻訳」することが不可能であると指摘している³⁷。その見方によれば、一見客観的な専門知あるいは情報は、実に専門職の担当者の裁量とは切り離せないものである。

権力論的アプローチからみた専門職による情報活動の特徴は、次の通りである。特性論的アプローチにおいては、知識や情報は専門職が提供したサービスの機能を果たすために使われるが、権力論的アプローチにおいては、それが専門家個人や組織への利益還元に帰結する。また、ここで強調されているのは、専門知は客観的な情報ではなく、専門職が置かれる環境によって変化するということである。そのアプローチを採用した研究は、知識（情報）の形成と流通をコントロールする専門職の実践を通じて、「利己的」な専門職像を浮き彫りにした権力論的アプローチからは、専門家の情報発信が自身の地位維持・強化を目的とする戦略的行為でもあるという重要な視点を得ることができる。

2.3 1990年代以降の専門職論と情報

二次的資料に依拠した分析であることに加え、限られた事例に基づい

³⁶ Andrew. Abbott (1988) *The system of professions*, University of Chicago Press, pp.3-9.

³⁷ 前掲注・Abbott (1988), pp.182-184.

て専門職の発展を論証する強引さは批判された³⁸ものの、Abbottの専門職論は、職業社会学に知識論的転回をもたらしたターニングポイント的な研究であった。Abbott以降の議論は、商業化・組織化・グローバル化の中で、専門職自体のあり方の変化をめぐる事例的な検討が進められてきた。そこでは、法律家や医師などが代表する、アングロ・サクソン社会の古典的な職業（profession）に偏った分析から脱却し、広く職業（occupation）に関する研究が行われている³⁹。この動向の中で、専門知やその射程がより柔軟的に捉えられるようになった。2018年に刊行された、専門家（expert）研究に関するハンドブックでは、専門職（profession）が独自の価値基準や利益にリンクさせられ、知識や理念を共有する職業集団として記述されている⁴⁰。その中で、専門知の固有な性質ではなく、専門家がいかに自身の知見・経験を体系化して応用し、国家や他職種等との相互作用の中において自分の影響力を発揮させるのか、といった科学技術社会論の問題群が注目されている⁴¹。

1990年代以後、自律性に基づく、専門知の排他性を前提とする専門職論の限界を論じる、いわゆる脱・ポスト専門職とも呼べる議論が現れた⁴²。法専門職の変容を論じたHerbert.Kritzer（1999）の研究は、その一つである。彼は、典型的な専門職として英語圏の弁護士業界を取り上げ、企業や政府に雇用された専門家の増加、業務の細分化（segmentation）

³⁸ 例えば、Pamela.Tolbert（1990）“Book review The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor”, June 1990 Administrative Science Quarterly, pp.412-413.

³⁹ Julia.Evetts（2003）“The Sociological Analysis of Professionalism—Occupational change in the Modern world”, 18（2）International Sociology, pp.395-415.

⁴⁰ Ander, Ericsson= Robert. Hoffman= Aaron. Kozbelt= Mark. Williams ed（2018）*The Cambridge Handbook of Expertise and Expert Performance*, Cambridge University press.132-133.

⁴¹ 前掲注・Ericsson=Hoffman:pp133

⁴² 例えば、Richard. Susskind=Daniel.Susskind（2015）*The Future of the Professions: How Technology will Transform the work of Human Experts*, Oxford University Press, pp.37-42.

あるいはアウトソーシングそしてインターネットやデータベースを含む情報技術の普及を背景に、公的資格を持つ専門家業務の排他性と彼らによる知識独占が維持できない可能性を指摘し、ポストプロフェッション（post-professional）時代の到来を宣言した⁴³。知識または情報の扱いに関して、ここでKritzerは以下の2点を指摘している。すなわち、①専門教育や実務において、専門家個人の自律的な判断より、作業の合理化といった外在的基準への重視がポスト専門職の状況を促進した、②情報公開の拡大や情報技術の導入による情報処理の簡易化により、専門家以外の人でも法的助言をできることで（有資格者）専門家の業務独占が挑戦された、とのことである⁴⁴。彼は、ポスト専門職時代においては、伝統的な専門職に見られる排他的な業務領域が縮小する一方、市場や職場の変化に対してダイナミックに応答する新たな専門職（general professions）が増加していくと予言した⁴⁵。

他方、脱専門職化、つまり専門職の特殊性を否定する動きがあるものの、それでも専門職に独自の価値を積極的に認める研究者もいる。その一人は、権力論アプローチの代表的な論者のElliot.Freidsonである。専門職に対する商業的・政治的な圧力が強くなってきた近時の状況を意識しながら、彼は特性論アプローチを発展させたparsonsが提唱した専門職論を再評価している。具体的に、効率性を重視する市場の原理または管理を目指す行政組織（bureaucracy）の原理と異なり、知や技能の形成を重視しながら社会的な責任や自己規制を実現させるという、専門職の独自のメカニズムの意味を肯定しようとしている。彼から見れば、専門職は、単なる富、地位や知識そのものを独占するのではなく、知識や技能の実践とその規律を発展させる集団である⁴⁶。確かに効率化または市場化によって専門職自治の範囲が狭くなっていく可能性はあるが、知

⁴³ Herbert.Kritzer (1999) "The professions are dead, long live the professions: legal practice in a postprofessional world", Law & Society review33 (3), pp.713-757.

⁴⁴ 前掲注・Kritzer, pp.725-730.

⁴⁵ 前掲注・Kritzer, pp.749.

⁴⁶ Elliot.Freidson (2001) *Professionalism: The third Logic*, Polity Press, pp.29-32 and pp.198-199

識や技術への需要の高まりが専門職の地位保持を支えることができると彼が主張している⁴⁷。

また、2000年以降の専門職化主義（professionalism）論では、法律家や医師のような確立された専門職以外の職業集団の実践が注目されている⁴⁸。その中に、Julia Evettsは、専門職とそうではないエキスパートとの間の区別は本質なものではないとしたうえで、エンジニアや介護職など新しい職業にとって専門職化が自身の正当性を獲得する手段として機能していることを強調している。国際社会学会（the International Sociological Association）の機関誌である『Current Sociology』54巻4号に組まれた「信頼とプロフェッショナリズム」と題した特集においては、彼女は専門教育や職業倫理規範の採用といった専門職としての外観を対外的にアピールすることによって、職業集団のメンバーが自身活動を正統化し、同職業への社会的信頼を調達しようとしていると指摘している⁴⁹。彼女によれば、専門職化は、単なる法律家を含む高度自律した専門職が既得権益を確保する手段ではなく、外部から新興職業の活動をコントロールする道具としても機能し得る⁵⁰。彼女の議論においては、専門教育を通じて獲得する体系的な専門知識は、専門職らしいイメージの形成に寄与するものとして扱われている。

上述のように、社会学の専門職論では、近代社会の分業化を背景に自律的な専門職像からスタートし、その自律性を強調したゆえに生じた閉鎖性や権力性に注目する議論を経て、さらに専門職と非専門職との間の流動的な境界設定を分析する方向へと進んでいく。専門知の形成およびその情報提供に関しては、専門職を取り巻く環境とそれを対応する専門

⁴⁷ 前掲注・Freidson (2001), pp.208-211

⁴⁸ この視点を用いた日本での分析の一例として、畠山洋輔 (2011)「専門職カテゴリー化と信頼獲得プロジェクト－「専門職」カテゴリーを用いた実践を捉える視角」現代社会学理論研究5号159-170頁がある。

⁴⁹ Julia Evetts (2006) "Trust and professionalism: challenges and occupational changes", 54 (4) Current Sociology, pp.515-531.

⁵⁰ Julia Evetts (2013) "Professionalism: Value and ideology", 61 (5-6) Current Sociology, 778-796.

職の実践に注目する、文脈依存的な視点がより重要視されるようになった。その中では、法律家のような伝統的な専門職が体現する規範的な役割は、相対化されている⁵¹。新しい職業が次々と確立されつつある現代社会においては、伝統的な専門職概念の核心である体系的な知識の優位性が崩れ始め、専門職による情報活動の役割を、非専門家との関係性や置かれる社会環境の変化の中で動態的に捉える必要が高まっていると推測する。

3 法専門職の情報発信とその役割

上述のように、知識・情報の利活用をめぐる職業社会学の捉え方は、専門家内部の自己コントロールから非専門家や環境との間の相互作用へと焦点が変わってきた。ところで、その理解は、法専門職にも当てはまるのか。本章では、法専門職に特化した情報提供の議論を再検討することで、その問いに答えたい。

3.1 法律知の「公益性」：法専門職と法運動

冒頭で述べたように、弁護士を代表する法専門職は、しばしば個別の紛争を超える、しばしば法規範や裁判制度に対する解説や提言といった一般向けの情報発信を行うことがある。しかしながら、リーガルサービスに法的助言の提供を含むコンサルティングの側面が強いために、個別具体的な情報の公表は場合によってそのビジネスモデルの前提と衝突する可能性もあるかもしれない⁵²。この点を踏まえれば、メディアの専門

⁵¹ Parsons と Niklas Luhmann のシステム論に基づいてこの点を論じている近時の文献として、Thomas Kurtz (2021) “The end of the Profession as a Sociological Category? Systems-theoretical Remarks on the Relationship between profession and Society”, 53 The American Sociologist, pp.265-282がある。

⁵² この点を示唆する文献として、法務省大臣官房司法法制部 (2023年)「AI 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」<https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>。ここでは、リーガルテックのサービスが弁護士法72条（非弁禁止規定）に抵触するかについて、個別の事案に応じた助言の有無という事件性の判断が重要であるとされる。ただし、

家ではない、法専門職がなぜ自ら情報発信を行うのかという問いは検討する必要がある。これまでの紛争処理を中心とした法専門職の研究においては、この点を正面から論じられてこなかった⁵³。

他方、社会問題をめぐる法的な解説を発信し、幅広く政策や制度の改革または推進に関わるという法専門職の実践についての貴重な考察がある。それは、各専門職による知識の応用の差異に注目するTerence C. Hallidayの議論である。1985年に公表した「知識の権限：科学型、規範型そして混合型の専門職による集合的な影響力 (Knowledge Mandates: Collective Influence by Scientific, Normative and Syncretic Professions)」と題した論文では、彼は英米圏の事例に基づいて医師や科学者のような専門職が、技術的権威として、事実に関する知識に基づいて意見を提示しているに対して、牧師や弁護士といった専門職は、道徳的権威に近く、価値観や社会規範に基づいて発信していると指摘した⁵⁴。

ここでHallidayは、日常的な業務における個別の専門職と依頼人との間のコミュニケーションではなく、公共政策の形成に影響力を与える専門職の実態に着目している⁵⁵。まず、社会における専門職の役割期待に関しては、Hallidayは自然や生物の現象に対する科学的な分析、つまり事実論的知見の提供が期待される科学者と異なり、規範論の専門家に対して何が望ましいかを示すことが求められると主張している。具体的に、公共的議論をめぐる両者の違いについては、彼は以下のように論じている。

このような事件性の判断をめぐって弁護士（会）側と裁判所または法務省との間に意見の齟齬がある。この点を指摘したものとして、角田望（2024）「企業法務と AI」情報法制研究15号13-14頁。

⁵³ 例えば、和田仁孝（2021）『法臨床学への転回 第3巻：過程としての裁判と法専門家』北大路書房260-286頁は、司法アクセスの問題、つまり個別の法的紛争処理を動員する手段として情報活動を捉えているが、不特定多数の第三者と弁護士との関係について直接検討していない。

⁵⁴ Terence C. Halliday (1985) "Knowledge Mandates: Collective Influence by Scientific, Normative and Syncretic Professions", 36 (3) The British Journal of Sociology, pp. 423-425.

⁵⁵ 前掲注・Halliday (1985), pp.421.

「科学の知見をベースとする専門職は科学のカリスマ性（Charisma）を頼りにするが、それによって出された公共政策への規範的な提言にその透明性と射程が限られている。一方、道徳的あるいは規範的言説を専門的に扱う規範論をベースとする専門職は、政策課題の内容を適切に（legitimately）言及することができるが、科学に比べるとその認知的基盤が脆弱であり、より正統性（legitimacy）を求める可能性がある。」⁵⁶

公共政策の議論をめぐって、Hallidayは技術問題と同様に道徳的・倫理的問題の重要性を強調している。そのうえで、Hallidayから見れば、現代社会において科学ほど高い知的な権威が持ち合わせていないものの、規範論に携わる専門職は道徳的な影響力を利用して幅広い公共的な事項に関与できる⁵⁷。

さらに、彼は、異なる専門知の性質がそれぞれの権威と影響力の範囲と連動しているとも指摘している。その一例として、Hallidayは、規範論を用いる専門職の代表格である弁護士的事例を取り上げている。彼によれば、法は税収といった国家と経済との関係から、宗教や言論の自由といった国家と個人との関係、消費者と生産者、親と子供、教会と学校といった私人間の関係に至るまで定義することができる。「アメリカ法曹協会（American Bar Association）が管轄外であると考えている立法分野がない」と言われるように、アメリカ医師会（American Medical Association）が医療関係に限定して発言するに比べて、法律家は広範の現象に対する発言できるとされる⁵⁸。他方、事実論の専門知に見られる技術的権威を道徳的な権威に変換することができないため、科学者が公共的議論に参加できる範囲は法律家より限定的であるという結論が導かれる。

Hallidayの分析は、法律家の情報発信が公共的議論の促進という社会

⁵⁶ 前掲注・Halliday（1985），pp.427.

⁵⁷ 前掲注・Halliday（1985），pp.428-430.

⁵⁸ 前掲注・Halliday（1985），pp.432-433. 注意すべきなのは、Hallidayはこの現象を「規範 vs. 科学（事実）」といった専門知識の固有な性質より、専門職の組織としての影響力の強弱に関わるように捉えている。前掲注・Halliday（1985），pp.441.

的要請と法専門職の在り方との関連性を示唆するものである。しかしながら、彼の議論の限界にも留意する必要がある。上記の論文はあくまでも国家と法律家との関係に注目し、英米圏のごく一部の専門職に限定した検討である。そういう意味で、Hallidayが強調する国家と法専門職との関係と、弁護士をはじめ専門職の捉え方には、アングロサクソン社会の状況を過度に一般化するバイアスが含まれている可能性を否定できない。

Halliday自身もこの問題点を意識し、その後の研究においては法実践のグローバル化⁵⁹とくに非西洋社会の法専門職に関する実証分析を精力的に行ってきた。中国系の法社会学者であるSida liu（劉思達）との共同研究では、厳しい政治・司法環境に晒されている中国の刑事弁護士の中においても、情報発信などを通じて社会問題の提示とともに制度改革を求める人がいた一方、社会運動と関連しない個別事件のルーティン的な処理に徹底する人も数多く存在していることが示唆されている⁶⁰。この研究から、法専門職の内部に多様な行動パターンが存在しており、公益のための情報発信については、理念型としてのではなく、置かれる社会・経済・政治的環境に沿って具体的に検討する必要性が示された⁶¹。

上述のHallidayらの議論は、いわゆる法化社会においては、法制度や法原理を適切に機能させるために、情報発信を介する法専門職の実践の意味を検討するものである。また、社会問題の提言という弁護士の情報

⁵⁹ その一例として、Terence C.Halliday (2009) "Recursivity of Global Normmaking: A Sociolegal Agenda", 5 Annual Review of Law and social science, pp.263-289.

⁶⁰ Sida.Liu=Terence C.Halliday (2016) *Criminal Defense in China: The politics of Lawyers at Work*, Cambridge University Press, pp.65-88.

⁶¹ Liu はルールの解釈を中心とする実践や国家権力の行使との密接な関係性を弁護士の特徴とし、技術的知識に用いて合理的な判断を下す経済学者や科学者と違って弁護士の言動が道徳的な議論に接近しやすいと捉えている。Sida Liu (2022) "Between Rules and Power: Finding a place for lawyers in the sociology", In Richard L. Abel=Halary.Sommerlad=Ole.Hammerslev=Ulrike. Schultz (ed.) *Lawyers in 21st Century Societies volume2:Comparisons and Theories*, pp.445 ~ 455. この点においては、彼の議論はHallidayの理論枠組を受け継いでいるように見える。

発信は、法専門職を取り巻く環境に左右されるものの、少なくとも複数の国・地域において見られる。しかしながら、法律家にとって情報発信がどのような意味を持つのかについて、上記の分析からは必ずしも明確な回答を得られるわけではない。現代の弁護士業務に関しては、政治・社会運動への直接な関与より、個別の紛争処理が多くの割合を占める状況が知られている。日本の場合、公益性の高いとされている刑事弁護を主要な業務とする者はそもそも少なく、法律事務所の収益に対する貢献も少ないという調査結果は発表されている⁶²。この点においては、Hallidayらが重要視している刑事弁護士は今日の弁護士集団全体を代表する適切なサンプルと言えない可能性がある。言い換えると、彼らの実践だけでは弁護士による情報発信の状況を十分捉えず、法律家にとって対外発信の意味をより広い視野で探究する必要があるように思われる。

3.2 「身分知」⁶³としての法情報：弁護士広告とキャリア研究

弁護士広告に関する論争では、商業化の象徴である広告は、「公共奉仕性」を強調する、いわゆる公益型の弁護士像と衝突するものとして捉えられていた⁶⁴。法社会学者である棚瀬孝雄は、表向きにはいずれの立場も依頼人利益に言及しているが、論争の背後に弁護士間の競争を回避する現状維持の志向が投影されていると指摘し、弁護士自身のイデオロギー性に目を向けさせた⁶⁵。1990年代以降、規制緩和が進んでいく中、

⁶² 村山真維 (1996)「国選弁護活動の現状と課題」季刊刑事弁護 6号22-29頁。

⁶³ 先行研究においては、「status knowledge」は職業を通じて性別役割分担が再生産される現象を描写する際に使われている。この点について、前掲注・Macdonald (1995), pp.124-129を参照されたい。本稿は、このような考えからヒントを得て、ジェンダーに限らず、社会的地位あるいは階層を示すものとして法情報が果たす機能に注目する。

⁶⁴ 日本における弁護士広告をめぐる論争について、法曹倫理に関する多くの著作が言及している。代表的なものとして小島武司等「法曹倫理 第2版」(有斐閣・2006年) Unit 1～2または加藤新太郎「弁護士役割論 新版」(弘文堂・2000年) 第1章を参照されたい。

⁶⁵ 棚瀬孝雄 (1996)「弁護士倫理の言説分析—市場の支配と脱プロフェッショナル化1-4・完」法律時報68巻1号52-61頁、2号47-56頁、3号72-76頁また

専門家だけによる意思決定を重視してきた従来の「不透明な」弁護士自治が弁護士の業務に対する利用者の疑念を生じさせてしまったことや、応答的弁護士サービスを実現するために利用者（消費者）のニーズを意識させる広告解禁の必要性を指摘した学者もいる⁶⁶。上記の議論では、商業広告といったビジネス性の強い情報が分析対象となり、法専門職における公益性と営利性との衝突が言及されていた。しかしながら、そこでは、分析対象である「広告」の実態は殆ど言及されてこなかった。すなわち、実際、弁護士がどのような情報発信を行ない、それがどのように流通され、受容されているかについてはいまだに解明されていない⁶⁷。規範論を展開するための概念ではなく、弁護士の情報発信の実態と、それを取り巻く情報環境の所在を検討することもまた必要であろう。

広告研究に目を向けると、マス販売の訴求を果たすアメリカ型の広告論と違って、一般的に、日本の広告活動は従来組織の内部、および外部を対象とするPR、企業以外の政治・宗教・教育に関する宣伝・広報までも含む、ホリスティックなコミュニケーションの側面が強いとされる⁶⁸。このような傾向は、日本の弁護士の広報活動においてもよく見て取れる。日本の弁護士業界では、2000年の広告解禁より前に、日本弁護士連合会の機関誌である『自由と正義』の刊行、司法制度にとどまらず社会問題への会長声明を含む意見表明や、個別弁護士による新聞への寄稿やワイドショーでの出演⁶⁹といった法律知識の披露を中心とした対外

は4号55-63頁。

⁶⁶ 和田仁孝 (1998)「弁護士業務規制のゆくえと広告の解禁：閉鎖的規制システムから開放的応答システムへ」自由と正義49巻6号20-25頁。

⁶⁷ 弁護士の情報発信について集客効果に着目する実証研究は近時の日本において複数見られる。村山真維 (2024)「小特集：弁護士への信頼と選択」法と社会研究9号130-134頁、または森田果＝尾野嘉邦 (2025)「どのような弁護士が選ばれやすいのだろうかーコンジョイント実験を用いた分析」法律時報97巻1号82-85頁。

⁶⁸ 水野由多加＝妹尾俊之＝伊吹勇亮編 (2015)『広告コミュニケーション研究ハンドブック』有斐閣388-389頁。

⁶⁹ 日本テレビ「ザ・ワイド」(1993-1997年)にてレギュラーコメンテーターを務めた弁護士の自伝として、小池振一郎 (2001)『ワイドショーに弁護士が出現

発信は既に行われていた。弁護士会/弁護士自身はそれらを社会への情報提供という公益的な意味で捉えているが、不特定多数の人々がそれらの情報から弁護士業の有り様を知ることになる。そういう意味で、少なくとも間接的に弁護士の対外発信は弁護士個人や業界と社会をつなぐ、法専門職のイメージ構築つまりブランディングの効果を持っていると推測する。

また、弁護士広告においても、特定の個人や事務所のプロモーションにとどまらず、訴訟一般の紹介など制度啓発的な法情報を含むケースが見られる。近時の広告コミュニケーションの議論においても、セールス・プロモーションとブランド価値を両立させることが重視されており、マーケティングの枠を超えるコミュニケーションの場としての広報活動が使われている⁷⁰。実際、日本の弁護士会または弁護士個人はソーシャルメディアを活用し、セールス・プロモーションの意図を前面に出さずに、法的問題や弁護士活動をめぐる情報を発信する形での広報活動が多く見られる⁷¹。したがって、日本における弁護士の情報発信には、公益性と商業性が入り混じっており、両者を対立的に捉えるのは必ずしも実態に合致しないかもしれない。

要するに、どのような弁護士像（具体的に、公益志向か商業志向か）が望ましいのかというよりは、誰か、いかに弁護士のブランディングをするか、つまりどのような情報的機制によって、弁護士の活動とその影響力を維持させるという専門職の位置付けが重要である。この点においては、前章で紹介したAbbottの専門職論の術語を借用すれば、弁護士の情報発信もまた、専門職の管轄権を獲得する実践の一種であると解釈できるのであろう。このように考えるとすれば、次に問うべき課題は、法情報の利活用が法専門職の地位維持にどのように作用するのかのことである。その問いを考察するために、フランスの社会学者である

する理由」平凡社。

⁷⁰ 前掲注・水野等 (2015) 169頁。

⁷¹ たとえば弁護士会の広報活動について、日本弁護士連合会 (2019)「日弁連七十年」69頁 https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/70kinenshi_0_mokuji.pdf

Pierre Bourdieuの法専門職論が参考になる。

Bourdieuは、自律的システムとして法を捉える形式主義（formalist）と、特定の利益や立場を擁護するための道具として法を理解する道具主義（instrumentalist）との間の対立に対して、法実践を行為者（Actant）が法律の決定権をめぐる競争が繰り返すコミュニケーションの場、いわゆる司法界（the juridical field）の概念を提唱した⁷²。彼の説明によれば、司法界での行為者間のコミュニケーションは、法律学の内部で「慣習（habitus）」として、法規範のテキストに関する解釈の形で行われる⁷³。そこでは、法専門職が司法に基づく紛争処理において様々な立場を代表し利益の調整を担う一方、その実践は法律用語を含む専門知の応用に依拠している。また、Bourdieuは、アメリカとヨーロッパでの司法制度の差異を言及しつつも、いずれの国においても法律家がどの紛争をどのように法的問題として構成するのか、すなわち法理論の構築を通じて司法資本（juridical capital）を独占することを指摘している⁷⁴。そして、この論文において、Bourdieuは、司法界の文化資本と行為者の身分資本が相互に転換しえる関係にあると主張している。具体的に、彼は法専門職と支配階層との間に共通した家族や教育背景があり、類似した世界観または価値観が見られることを示した上で、法律家が支配階層に対して不利な判断を下す可能性は低いのではないかと推測している⁷⁵。こうしたBourdieuの理論は、法専門職の実践が一見すると内部の自律的な判断に依拠しているが、同時に司法界以外の資本あるいは社会関係とも結び付いていることを示唆する。つまり、彼の研究においては、様々な社会問題に対して法的助言を提供する法専門職の行為に支配階層の特権性を再生産させる側面があることが示されている。

Bourdieuの司法資本論から着想を得て、法専門職のキャリアを考察

⁷² Pierre Bourdieu (1986) "The Force of Law: Toward a Sociology of the Juridical Field", 38 (5) Hastings Law Journal, pp.814-85. これはアメリカの大学で開催された研究会の報告を活字化した英語論文であり、英米圏の法専門職研究との対話を意識した側面がある。

⁷³ 前掲注・Bourdieu (1986), pp.818-821.

⁷⁴ 前掲注・Bourdieu (1986), pp.821-832.

⁷⁵ 前掲注・Bourdieu (1986), pp.842-845.

する近時の研究としては、法学者であるYves DezalayとBryant G. Garthが共同執筆した「再生産と革命としての法：ある相互関連の歴史（Law as reproduction and revolution: An Interconnected History）」と題した書籍がある。そこでは、ヨーロッパ、アメリカそしてアジア（インド、中国本土・香港、韓国と日本）での法学教育、司法改革そして法実務とくに企業法務を考察した結果、いずれの社会においても社会的に恵まれている階層が、一貫して高度な知識の独占を介して特権的な地位を維持しているという主張がなされている。具体的に、法的サービス市場のグローバル化や金融化に連れられ、そこで上位の大学への入学、とくに西洋法学の習得または関連学位の取得は能力の象徴的な基準として重視されるが、それへのアクセス自体は多くの地域において経済的・社会的弱い立場にある人々に開かれていない結果、たとえ弁護士の資格を得たとしても、エリート法律事務所や大手企業の法務関係の上位ポジションに就ける者はごく一部に限られ、それ以外の大多数との間に分断が存在していることが指摘されている⁷⁶。

DezalayとGarthは、日本の法律家においても同様な社会的ヒエラルキーが存在していることを指摘している。彼らの分析によれば、西洋からの信頼を獲得する必要があるという地政学的な背景の下で、日本の近代化においては西洋からの法知識とその思考・行動パターンが重要視されてきた。国家主導の改革としての明治維新时期においては、社会関係資本の恵まれた人が留学を含む西欧社会の法制度に関する教育を優先的に受けることで、自らの地位を新たな形で維持していくとされている⁷⁷。また、21世紀初頭に導入された法科大学院制度が法曹教育における経済的負担を増加させることで、経済面が恵まれない人を間接的に排除してしまう可能性や、トップ法科大学院の出身者が依然として法律界の上位ポジションの大半を占めていることについても言及されている⁷⁸。彼らの議論は、主として西欧社会で形成された法学のグローバル的な拡散を

⁷⁶ Yves Dezalay= Bryant G. Garth (2021) *Law as reproduction and revolution: An Interconnected History*, pp.193-202.

⁷⁷ 前掲注・Dezalay = Garth (2021), pp.195.

⁷⁸ 前掲注・Dezalay = Garth (2021), pp.163.

意識したものである。むしろ、西欧社会とは異なる政治的・社会的な環境が存在するため、この主張の適切性について再検討する余地が残されている⁷⁹。とはいえ、上記の研究を通じて、少なくとも専門知と法律家の権威獲得との間にシンボリック的な関わりがあるというのは、数多くの社会において確認されていることがわかる。

3.3 情報発信からみた法専門職の「特殊性」

前章で述べた通り、専門職の情報発信については、専門職の特徴として情報提供の公益性や非専門職との情報格差に基づく情報活動の権力性が論じられている一方、それが専門職としての権威を相対化させる側面も言及されている。本節では、このような社会学的知見を参照しながら、既存の法専門職の情報（発信）に関する議論を再検討する。

まず、専門職の特性論的な捉え方は、必ずしも法専門職の情報活動を説明しきれない。確かに、情報提供の公益性を強調する点においては両者の間に共通性がある。しかしながら、個別の事例において特定の依頼者との関係の中に情報が提供されるという特性論的専門職の捉え方に対して、法専門職の発信は、依頼者に限らず第三者を含む社会全体に向けられ、公的議論に寄与するものとされる。政策や紛争といった、誰もが関わる可能性のある、すなわち公共性の高いトピックを扱うことで、法情報（知識）は法律家ではない人々の関心を集まりやすい特性があるからである。Hallidayの分析では、法律家の政策的提言は医師や（自然）科学者より、超越的な秩序を提示する宗教家に近いとされる。

次に、情報活動の権力性という議論の方向は、法専門職に関しても大いに生かされている。その傾向は、たとえば棚瀬の弁護士広告研究において顕著に見られる。また、法情報へのアクセスが、法学教育と法実務におけるヒエラルキーを再生産させるというBourdieuの議論は、広い

⁷⁹ 欧米法学以外の知識が評価される近時の香港の弁護士市場はその例外として言及されている。Sida Liu (2023) "Legal Elites and the Fading History of Global Legal Imperialism: YVES DEZALAY and BRYANT G. GARTH. Law as Reproduction and Revolution: An Interconnected History. Oakland, CA: University of California Press, 2021", 48 (2) Law & Social Inquiry, pp.693-698.

意味で権力論的アプローチの一種として位置付けることもできる。それらの研究から、専門知がもたらす権力性は、法専門職においても見られると言えるだろう。ところで、専門職が知識や情報の独占によって利益を得ようとする権力論の発想から観察すれば、法律家が自らはほぼ無料で法知識を不特定多数に提供するという発信行為は、不思議な行動として受け取られるかもしれない。しかしながら、この点について、情報の公益性とその権力性を相互に排他的なものではなく、法専門職が社会に求められる役割を果たす中に、相互補完的に存在しうるものとして把握すれば理解することができる。収益性だけではなく公益性を重視する傾向は、例えば教育や出版といった文化関連の職種においても見られるが、法専門職においてはその点が特に強調される。実情はともかく、「正義の実現」や「人権の擁護」など法専門職の規範的な役割を否定する法律家は極めて少ないであろう。とりわけ日本においては、弁護士会が公益的な活動（高い収益を見込めない刑事（行政）訴訟の代理や、司法制度と直接関わらない政策提言など）を積極的に行う伝統が報告されている⁸⁰。このケースにおいて、法律家の情報発信が直ちに専門職集団の利益や地位の維持に資するものとまでは言えない。つまり、法専門職の情報発信を的確に把握するために、それを専門職自身（の利益）のための活動とする権力論的認識のみでは不十分である。

最後に、1990年代からの専門職論と法専門職の研究との関係性についても敷衍する。社会学の専門職論のうち、1990年代以後の議論と法専門職との「相性」が最も悪いかもしいない。いわゆる古典的専門職の一つである法律家は、1980年代までに専門職の理念型として捉えられていたのに対して、その後の専門職研究では職業の多様性に目を向けて、法律家のような伝統的な専門職以外の職業をどのように捉えるかが重要な課題となった。例えば、「ポスト・プロフェSSIONナル」論の中に、法専門職（有資格者）の職域がこれから縮小する方向に進んでいくという

⁸⁰ やや古い記述として、広渡清吾（2003）『法曹の比較法社会学』東京大学出版会403-404頁がある。なお、弁護士会の公益的活動の近況について、Masayuki Murayama（2024）*The Japanese Legal Profession in Transition*, Springer. pp.85-90.

見解が示されている。確かに、人工知能を含む技術の社会実装といった情報化の進展とともに、法的リサーチや契約審査といった業務においては法専門職の活動範囲が縮小する可能性は考えられる。しかしながら、伝統的な専門職の解体は、少なくとも法専門職に関してまだ見られない⁸¹。

他方、情報と法律家とのダイナミックな関係を把握するために、2000年代以降の専門職化主義の知見は有意義であるかもしれない。従来の専門職研究において扱われていたのは、すでに確立された職業としての法専門職であり、そこで前提として想定されたのは、法専門職の優位性であった。それに対して、専門職化主義は、権力的アプローチの発想を継承しつつも、確立された職業を暗黙な前提としないことで、専門職が不特定多数に向ける、いわゆる対外的な発信を通して、職業の正統性を獲得しようとすることを指摘するものである。つまり、職業に対する信用は、専門職が個別の依頼者にサービスを提供することと別に、その職業のイメージを支える情報とその中に表された資質にも支えられていると考えられる。

ここで留意すべき点は、日本においては、近代法も法専門職制度も西洋社会から導入されたものであり、それに携わる人々の社会的な権威は自明なものではないことである。言い換えると、日本の法専門職にとっては、まずその役割と職域を確立させることが求められている。20世紀初頭の司法制度改革においては、情報公開など法専門職の対外的な発信の要請を、近代法の定着や市民参加など戦後法学の延長線上で語られていた⁸²。これは、裁判や司法実務の領域外で行われる、広範な法情報の共有は、法律家の（象徴的な）権威維持と連動しうる可能性を示す事例として捉えることができるかもしれない。この点においては、情報化が

⁸¹ この点を言及したものとして、前掲注・武士俣（2024）630-631頁がある。

⁸² この点について、須網隆夫編（2022）『平成司法改革の研究－理論なき改革はいかに挫折したのか』岩波書店 8-10、29-30または118-120頁を参照されたい。市民あるいは国民の視点を配慮するという言説は、新自由主義的な発想と繋がる側面にも留意すべきである。その点を明示したものとして、渡辺治（2000）「新自由主義戦略としての司法改革・大学改革」法律時報72巻12号10-24頁がある。

直ちに法専門職の存在基盤を揺がすものではないという見方も成り立つように思われる。

以上の検討から、法専門職の情報発信には、専門職一般の傾向と重なる部分が見られる一方、独自の特性も読み取ることができる。すなわち、社会問題の解決に寄与する規範論を扱う法専門職は、商業化の浸透に伴って他の専門職と同様にその道具的価値が相対化されつつであるが、情報発信を介してシンボリック的な権威が再生産され続けているとのことである。

4 法専門職、情報と社会：産業論の視点から

これまでの検討では、発信者である（法）専門職から見た情報活動の意義を整理した。ところで、法専門職による情報発信のメカニズムを理解するために、以上の理論枠組みに加えて、次の視角も必要である。それは、なぜ、法専門職にいかなる情報の発信が求められているのか、すなわち法専門職の発信が置かれる文脈または環境の解明である。弁護士が関与する個別具体的な法的紛争処理において、法的問題として処理するという前提を受け入れるのであれば、より法制度とその運営に関する知識を持つ法律家の視点は、確かに優位に立ちやすいといえる。他方、不特定多数向けの情報発信に関しては、弁護士や裁判官を含む法専門職の活動のすべてがマスメディアに報道されているわけではない。同様に、法律家個人がSNSを介して発信したとしても、その内容が直ちに法律関係者以外の人に広く読まれるとは限らない。このような状況においては、発信者である法専門職の視点のみでは法情報の性質とその社会的機能を十分に捉えきれない。つまり、単に発信者側の動機－弁護士自身が情報発信を用いて何をを目指すのか－ではなく、その情報がいかなる社会的要因のもとで受容されるのかについてもまた探求しなければならない。

4.1 情報の共有に求める社会構造

まずは、法律家の情報発信を求める動向を、どのようなアプローチを用いて把握しうるのかについて検討する。上記の専門職論が示したのは、専門職が発する情報を単なる個人の意見や思想を示す言論（speech）で

はなく、ある職域集団の実践として理解することが可能である。そういう意味で、専門職の情報発信は産業論の文脈において捉えることができると考えられる。こうした観点に立てば、メディアを通じた法情報を発信する活動を、一種の（コンテンツを対象とする）生産活動として捉えることは、突飛な発想ではないように思われる。

次の部分では、認知資本主義（cognitive capitalism）の理論が検討の手がかりにして、コンテンツとしての法情報の位置付けを考察する。認知資本主義とは、非物質的労働形態の浸透を重視し、Antonio NegriやYann Moulier Boutang、Maurizio Lazzarato、Christian Marazziら、フランスの思想誌『マルチチュード（Multitudes）』に関係する者たちによって推進されている議論である。日本においては、2010年以後、経済学者や社会学者を中心に、雑誌の特集（『現代思想』2011年）や論文集『認知資本主義：21世紀のポリティカル・エコノミー』（2016年）の刊行といった形で認知資本主義への紹介と日本での事例分析が展開されてきた。

認知資本主義の議論はポスト・フォードイズム（post-fordism）と言われる考え方を前提とする。その用語の意味については、その反対語であるフォードイズム（fordism）から説明しなければならない⁸³。1970年代半ばまでに流行していたフォードイズムは、アメリカの自動車王Henry Fordの理念に由来するものであり、少品種の大量生産・大量消費の産業構造を前提とし、生産性の追求と固定化された階層的な職務管理が特徴とする経済モデルである。それに対して、ポスト・フォードイズムでは、生産過程が市場や消費者のニーズにタイミングよく対応するものであり、柔軟な生産ネットワークと顧客情報の管理が重要視される。そのため、単なる生産量の増加とは異なる、情報化に対応する労働活動の変容はポスト・フォードイズムの理論において検討されている。認知資本主義を提唱する論者の一人であるChristian Marazziは、ポスト・フォードイズムの産業構造における知的資本の重要性を強調している。

⁸³ 以下のフォードイズムとポスト・フォードイズムの概説は、Maria Merkantonatou (2007) “The ideal-typical transition from Fordism to Post-Fordism: A neopositivist problem setting”, X (1-2) European Research Studies Journal, pp.119-129を参照。

また、Marazzitiは、そこでの知識を体系的に整理された普遍性を備えている学術の知ではなく、職場の人間関係の状況や顧客のニーズなど生産・流通過程の中で生じた様々なコミュニケーションで構築されるものまで含むと指摘している⁸⁴。

その考え方を引き継いだ認知資本主義の理論は、知識・文化・ネットワークのような“非物質的なもの”（無形資産）の市場における作用の拡大に注目する⁸⁵。認知資本主義の提唱者らは、認知資本主義を次のような定義を示している。

「認知資本主義は知識によって知識を、生きているものによって生きているものを生産する。それは直ちに生の生産、それゆえ、生生産である。新たな知識の生産は、物質的技術手段には還元されない知識の蓄積に基づいてしかなされ得ない。しかし、それは相互接続されたデジタル・ネットワークに動員される脳の集合的活動からしか生じ得ない。」⁸⁶

認知資本主義論における「知識」は、体系化した専門知だけに限定されない、現場でトラブルを回避するコツ、顧客の多様な意見など、広い意味を持つ。また、その知識は、特定の個人や組織が学習し把握するものではなく、「さまざまな程度の広さにおいて分有、共有されており、分有・共有されることによって存在できる。知識それ自体という次元を語ることが可能なのは、明示化・形式化され流通可能となっている知識の形態に限られる」とされている⁸⁷。つまり、ここでいう知識は学校教

⁸⁴ クリスティアン・マラッツィ＝多賀健太郎訳（2009）『現代経済の大転換：コミュニケーションが仕事になるとき』青土社99-103頁。マラッツィが問題視するのは、コミュニケーションのツールである言語である。したがって、言語で表現されている知識や情報は彼のポスト・フォーディズム論の射程に入ってくる。

⁸⁵ 山本泰三（2021）「価値づけと利潤のレント化—現代資本主義への視角」経済地理学年報67（4）213-214頁または山本泰三編（2016）『認知資本主義—21世紀のポリティカル・エコノミー』ナカニシヤ出版2-3頁。

⁸⁶ 前掲注・山本（2016）32頁から再引用。

⁸⁷ 前掲注・山本（2016）4頁。

育の成果にとどまらず、社会实践において情報としていかに使われているのかが問われる。例えば、客観的な知識や情報技術に関しても、「じっさいにそれをさまざまに用い加工する、人間の生きた労働、そして人間に体化された生きた知識によって現実には機能することができる」⁸⁸と理解されている。

認知資本主義論は、技術による労働代替の可能性を意識した議論でもある。ここでいう技術による労働代替とは、科学という媒介を通して知識が個人の主体的な活動から分離し、機械装置という生産資本の形に変化していくことで、雇用労働者がより低いコストでより高い生産量を実現することである。そこでは、人と人の交流や活動への価値・意味の付与は、かえって生産の阻害になるとされている。それに対して、認知資本主義の論者は、現代の社会における知識を固定した生産資本ではなく、「分散した知、すなわち情報環境に基づく人間能力のネットワークにおいて集団的に共有・分有される知」として捉えている⁸⁹。そのような知識は、機械化や標準化されるものというより、関係者間のコミュニケーションの中で生成・動員・更新されていくものであり、それを絶えずに記録・蓄積させるメディア（媒体）あるいは環境の中に可視化されると考えられる。

上述のように、認知資本主義論は、生産の自律性または標準化を求める従来の産業像と異なり、近時の社会において人間関係に密接する知識の集積・共有・分有を求める議論である。そのゆえに、生産者と消費者の間のコミュニケーションが中心的な価値となり、情報の流れを介して価値の認知と内面化のプロセスは、商品の生産とマーケティングにおいて重要な要素となっている。したがって、そこでは、ある現象に関する情報が、生産者と消費者のネットワークで流通されることにより、その価値が精査されて、個別の受け手によって活用される。さらに、このような活用を共有することで、知識の改訂・更新の連鎖が引き起こされると推測する。

認知資本主義論の議論に対しては、制度の変遷が及ぼす影響に関する

⁸⁸ 前掲注・山本（2016）5頁。

⁸⁹ 前掲注・山本（2016）9頁。

検討の不足や、知識や情報の活用に注目する視点が産業構造論として新規性に乏しいといった批判が見られる⁹⁰。とはいえ、認知資本主義の視点は、対人的サービスやクリエイティブ産業を含む複数の実証研究に用いられており、近時の産業状況に対する一定の説明力を有している⁹¹。

4.2 認知資本主義と法専門職

従来、認知資本主義論の考察対象は、主に雇用労働・賃金労働に集中している。そのために、自営業の形態を多く採用してきた、従来中産階級に属す専門職とされる法律家の実践に対して、認知資本主義論の知見を適用できるのかについては検討の余地が残されている。知識の管理装置として知的財産権の機能拡大は検討されている⁹²が、本稿の主題である法情報一般については、認知資本主義の議論において検討の対象とはなっていない。法律家による情報発信への需要と認知資本主義的な傾向との相関を主張するのであれば、法律家を取り巻く今日の職業環境から両者の親和性を明確しなければならない。

第一には、法曹職域の拡大、とりわけビジネス化による法的助言への需要拡大を取り上げることができる。確かに、伝統的な法律家の在り方は、認知資本主義が描く世界観とかけ離れているように見える。独立して事務所を設け、主に裁判での代理人や弁護士活動を行うという従来の弁護士の業務形態においては、雇用労働者が直面する企業内の多層的な人間関係がなく、非法律家とのコミュニケーションは紛争当事者あるいは依頼者への情報提供に留まる。そこでは、司法プロセスに直接関わらない広い範囲の情報提供は、弁護士の業務において必ずしも不可欠な要素として位置付けられていないようにも思われる。しかしながら、近時の法専門職は、法廷活動にとどまらず、特に企業活動の複雑化に生じた

⁹⁰ これらの批判を展開したものとして、中原隆幸 (2017)「書評 認知資本主義」季刊経済理論54巻3号113頁、または瀬尾崇 (2017)「書評 山本泰三編『認知資本主義—21世紀のポリティカル・エコノミー』」経済学史研究59巻1号122頁がある。

⁹¹ 前掲注・山本 (2016)、または門林岳史＝増田展大編 (2021)『メディア論 理論と歴史からくいま>が学べる』フィルムアート社52-53頁

⁹² 前掲注・山本 (2016) 35頁または第9章

多様なニーズに対応するサービスの範囲を拡大させていることが確認される。企業や行政団体などの組織に雇用される弁護士、いわゆる組織内弁護士（インハウス）の増加はその象徴である。

組織内弁護士は、19世紀後半のアメリカやヨーロッパ諸国まで遡るが、1990年代以後、世界範囲の法的サービス市場で共通に見られる現象の一つとされる⁹³。組織内弁護士の教育や研究活動に携わる、アメリカの法学者であるSarah Helene Dugginの整理によると、企業内弁護士は、企業活動に関わる取引、訴訟及規制上の法的問題を精査し法的助言を提供すること以外に、企業内部の倫理・行動規範の制定や実施、早い段階において取引の調整や推進、不祥事の調査や対応、外部の弁護士や行政機関との交渉など広い範囲での組織のマネジメントまで多岐に渡る業務を行なわれている⁹⁴。

問題は、主に非弁護士によって構成された組織に属することが、弁護士の仕事のスタイルにどのような変化をもたらすのか、とのことにある。ここでは、組織内弁護士に関する経験的研究としてよく知られている、アメリカの法社会学者であるRobert L. NelsonとLaura Beth Nielsenのインタビュー調査を参照する。彼らは、主に企業内の弁護士と企業経営陣（54名）に対して聞き取りを行い、弁護士自身の役割意識とそれに対する企業内の評価を考察した。その結果、契約を含む企業活動の法的リスク管理または法的助言のみを提供する、いわゆる「警察官（cops）」的な役割を自負する企業法務がいる一方、法的問題にとどまらずビジネ

⁹³ 組織内弁護士のあり方に関しては、Robert Eli ,Rosen (1989) “The Inside Counsel Movement, Professional Judgement and Organizational Representation”, Indiana law Journal 64(3) pp.479-554、David B. Wilkins (2012) “Is the In-House Counsel Movement going Global? A Preliminary Assessment of the Role of Internal Counsel in Emerging Economies” Wisconsin Law Review 2012 (2) pp.251-304、日本組織内弁護士協会編（2021）『組織内弁護士の実務と研究』日本評論社 3-7 頁、高中正彦＝石田京子編（2024）『論究 新時代の弁護士－多様化社会における弁護士の役割と倫理』弘文堂 5-6 頁がある。

⁹⁴ Sarah Helene Duggin (2007), “The Pivotal Role of the General Counsel in Promotion Corporate Integrity and Professional Responsibility”, 51 (4) Saint Louis University Law Journal, pp.1001-1022.

スに関わるアドバイス、特に企業利益の最大化を意識して法的知識を活用するタイプの存在も報告されている⁹⁵。そして、例え「警察官」といった役割意識が強い組織内弁護士であっても、所属企業の利益追求志向を理解しており、経営陣との対立を回避するために、法的助言の出し方を工夫していることが指摘されている⁹⁶。この研究から分かるように、組織内弁護士に対しては、伝統的な弁護士像より、組織内の活動目標や立場に深くコミットし、多様なバックグラウンドを持つ人と協働・調整するといったコミュニケーション的能力が期待されている。このような配慮あるいはコミュニケーション志向は、行政組織内の弁護士に対する研究においても言及されている⁹⁷。

認知資本主義論においては、価値や知識を共有・分有し、業務を円滑に展開させるコミュニケーションの進行や人的ネットワークの維持が重要視されている。それに対しては、組織内弁護士は、(法)規範の明確化または共有と伴い、その情報に基づく関係者間の利益や意見の調整を行われているように見える⁹⁸。そこでは、紛争の事後処理を超えて、企業事業の展開をめぐるルール作りとその周知は組織内弁護士の業務の一部に位置付けられている⁹⁹。両者には、企業的意思決定を日常的に追

⁹⁵ Robert L. Nelson=Laura Beth Nielsen (2000) “Cops,Counsel,and Entrepreneurs: Constructing the Role of Inside Counsel in Large Corporation”, 34 (2) Law & Society Review, pp.470-477.

⁹⁶ 前掲注・Nelson=Nielson (2000), pp.475-477.

⁹⁷ 平田彩子 (2024)「組織内弁護士—弁護士のプロフェッション性をめぐる論点のクロスロード」高中正彦=石田京子編『論究 新時代の弁護士—多様化社会における弁護士の役割と倫理』弘文堂86-88頁を参照されたい。

⁹⁸ 1960年代から継続的に実施されてきた日本の企業法務に関する実態調査においては、法律知識のような専門的素養以外、企業側から分かりやすい言葉での説明や他部門との協働などコミュニケーション能力を法務担当者に一貫して求める傾向が見られる。米田憲市 (2012)「日本における企業活動と弁護士の位置—『法務部門の実態調査』の歴史を手掛かりに」法社会学76号27-32頁を参照。

⁹⁹ ルールメイキングやローピングを含む、いわゆる「攻める法務」においては、対外的発信が言及されている。一例として、齋藤貴弘 (2019)『ルールメイキング：ナイトタイムエコノミーで実践した社会を変える方法論』学芸出版社232-253頁。

跡しながら、市場への応答や内部統制に関わるコミュニケーションをコントロールするという共通点が見られる。また、認知資本主義の台頭と組織内弁護士が増加傾向は時期的にはほぼ一致している。組織内弁護士の発展が遅れている日本においても、企業法務需要の増大は経済のグローバル化を背景に、金融システムの複雑化とコーポレート・ガバナンスへの強化に連動するとの指摘が見られる¹⁰⁰。それらの点は、両者が求めるコミュニケーションの関連性を示唆すると考えられる。

第二には、法学分野においても「感情化」が進んでいる点を挙げる。そもそも法専門職の実践においては、条文や裁判例の解釈を含む知識あるいは情報の利活用が中心的な位置を占めている。したがって、認知資本主義論が主張する、労働者が自律して知識を習得し活用するという現象は、法専門職にとって一見従来の業務様態に見える。しかしながら、4.1で紹介した通り、認知資本主義が重視する情報は、体系化した知識を超えて、日常生活の中の暗黙な了解や関係の円滑化に寄与する立ち振舞いといった技法までを含んでいる。

その点を踏まえると、法専門職の変容において感情や情念を含む人間関係の価値への関心は、認知資本主義論との共鳴を図る指標の一つとして捉えられるように思われる。法と感情の関係に対しては、これまで議論されていないわけではない。刑事法の分野においては、伝統的に嫌悪感¹⁰¹や処罰感情を刑罰の正当化理由の一つ（応報主義）¹⁰²として検討さ

¹⁰⁰ 濱野亮 (2012)「日本の企業法務をめぐる伝統的条件とその変容」法社会学 76号112-113頁。

¹⁰¹ 嫌悪感と裁判との関係については、Martha.Nussbaum (1999)“ ‘Secret Sewers of vice’ Disgust, Bodies, and the law”, edited in *the passions of law*, NYU Press pp.19-63. を参照されたい。

¹⁰² 日本における法意識の提唱者として知られる川島武宜は、この点を論じようとしていた。彼の未完の手書き原稿として、村田真維「川島武宜『日本人の法意識』第6章 罪と罰についての意識(転写校訂)」法律論叢87巻6号271-288頁がある。他方、処罰感情をより理性的な判断に基づくものとして捉える立場も有力である。一例として、松原英世＝松澤伸 (2019)『『民意』は刑事立法の根拠となりうるか：刑事政策における公衆の意識構造』刑事法ジャーナル59号64-75頁を参照されたい。

れてきた。加えて、新たな法制度の理念の形成においては、価値判断の指針として「(社会)感情」「共感」が果たす役割もしばしば指摘されている¹⁰³。とくに、1980年代以降英米圏での「法と感情 (Law and emotion)」という研究領域は、情動のメカニズムに関する生命科学の発展に伴い、注目を集めるようになったとされる¹⁰⁴。これらの研究は、感情を「法外のもの」として扱うのではなく、従来「理性的」と見做されがちな法実践が実際に情動メカニズムに支えられていることを強調するものである¹⁰⁵。

経験的研究に目を向けると、法実践における「感情」とりわけ情動 (affective) の影響は早い段階で意識されていた。「法と情動」をテーマとした2003年日本法社会学会学術大会では、感情的なものを「法の内部に刻印され実は法を編成しているながら学知によって無視されてきた諸要素」と指摘した¹⁰⁶上で、被害者の権利運動やフェミニズムなど草の根の社会運動における感情の視点、または修復的司法やADRにおける円滑な議論を実現するための共感の活用が挙げられていた¹⁰⁷。

上記の研究群においては、感情研究が法 (学) の根源に関わるものであり、単に特定の時代の要請に応じた産物ではないようにも見える。ところで、感情への言及は、学術研究にとどまらず、情報技術の社会実装をめぐる近時の法律家言説の中に確認されることを留意されたい。上記のポスト・フォーディズムにおいては、もともと従来専門職として働く中産階級の仕事が、コミュニケーションを促す情報技術に代替され、あ

¹⁰³ Lynn Hunt (2007) *Inventing Human Rights: A History*, W.W.Norton&Company, Inc. (邦訳『人権を創造する』岩波書店2011年) は、18世紀の小説や演劇を通じて大衆の感情を喚起させた文化的経験が身分や出身地に関係なく、個人の人間としての権利を保障するという人権の基本テーゼを生み出した過程を描写している。

¹⁰⁴ 橋本裕子 (2020) 「『法と感情』研究に関する覚え書き」龍谷法学53巻3号26-28頁を参照。

¹⁰⁵ 橋本裕子 (2021) 「『法と感情』提題趣旨」法哲学年報3-4または7頁を参照。

¹⁰⁶ 和田仁孝 (2004) 「『感情』の横溢と法の変容」法社会学60号1頁。

¹⁰⁷ 前掲注・和田 (2004) 10-13頁。

るいは縮小させられる可能性が論じられている¹⁰⁸。その指摘と共通するように、形式的・定型的な情報提供ではなく、フレキシブルな対人サービスの有用性は、近時日本の法律業界においても認識されつつである¹⁰⁹。日本の主要な法律専門誌の一つである『ジュリスト』が主催した、新時代の弁護士倫理に関する座談会においては、弁護士の鳥山半六は「直接会わなくなると、感情面での微妙なコミュニケーションが難しくなる」を主張した上で、「情報が伝わっても思いや気持ちが伝わらず、弁護士にとって最も大切な『依頼者との信頼関係』の希薄化」という懸念を示しながら、「今後は、法律のプロとしての『知』の側面に加えて、『感情労働』としての『情』の側面が重要になっていくのではないか」と主張している¹¹⁰。また、その場にいた弁護士の高中正彦は、「人の血が通った紛争解決に対するニーズは決してなくなる」とした上で、「法曹倫理、弁護士倫理にかなり情動的要素が働く」と指摘している¹¹¹。もっとも、ここで指摘された情動的要素は、弁護士の産業化が進んでいるアメリカの法専門職（弁護士）研究の中に既に詳細な検討が見られる¹¹²。このような議論は、今日の法専門職をますます人間関係の中に柔軟に構築されるものとみなし、認知資本主義が強調する実践的な知への重視と共通性

¹⁰⁸ 前掲注・マラッツィ＝多賀訳（2009）63頁。

¹⁰⁹ 弁護士業界の変容とその感情労働化との関連性については、飯田高（2024）「弁護士依頼者関係と弁護士倫理―心理と環境」高中正彦＝石田京子編『論究 新時代の弁護士―多様化社会における弁護士の役割と倫理』弘文堂390-397頁がある。

¹¹⁰ 高中正彦＝石田京子編（2020）『新時代の弁護士倫理』有斐閣313-314頁。

¹¹¹ 前掲注・高中＝石田編（2020）316頁。

¹¹² 傾聴や共感が依頼者から信頼感を得る上で重要な役割を果たすという臨床心理学の知見は、アメリカで刊行された弁護士の面接技法に関する教科書の中に言及されていた。David.Binder＝Paul B. Bergman＝Paul.Tremblay＝Ian. Weinstein（2019）*Lawyers as Counselors 4th Edition: A Client-Centered Approach*, d/b/a West Academic Publishing（邦訳：菅原郁夫＝荒川歩監訳（2023）『カウンセラーとしての弁護士：依頼者中心の面接技法』法律文化社、5-12頁）。また、社会学の感情労働（Emotion Work）論を参照しながら、サービス業としての弁護士の実践に含まれる感情的要請またはその価値を論じているものとして、Sofia.Yakren（2008）“Lawyer as Emotional Laborer”, 42University of Michigan Journal of Law reform, pp.141-184がある。

のある考え方であるように思われる。

最後に、法に関わる情報の公開とその利活用の拡大が求められていることもまた注目すべき動向である。4.1で述べたように、認知資本主義論においては、知識・情報が特定の部門あるいは分野によって独占的に管理されるのではなく、多様な主体の間に共有しながらその意味や価値を柔軟に構築される現象が挙げられている。もし認知資本主義の影響が法律業界に見られるのであれば、法情報は法専門職の内部で完結するのではなく、広い範囲での情報共有や他の分野との協働が現れるはずである。

法情報の公開および利活用の局面においては、そのような傾向が確認されている。法情報に関する一般向けの（無料）公開は、1990年代に入り、世界各地において普及してきた。ここでの情報公開の目的は、第一義的に民主的統制の確保とされるが、必ずしもビジネスの展開を直接的に志向するものではない¹¹³。ただし、それは、間接的に法的サービスの産業化につながる側面がある。実際、法情報データベースサービス、法律分野に特化したコンピュータプログラムの開発、あるいはリーガルテックの出現は、そのビジネスの側面を切り離して語ることができない¹¹⁴。

また、法令・判例の公開を積極的に推進するプロセスにおいては、非法律家の視点が重視されていることがしばしば見られる。日本では、法

¹¹³ Declaration on Free Access to Law, http://www.worldlii.org/worldlii/declaration/montreal_en.html を参照されたい。

¹¹⁴ この点を紹介するものとして、佐藤健等 (2019) 「人工知能の法律分野への応用について」法と社会研究177-196頁がある。また、技術開発の能力を持たない中国の裁判所が情報技術系の企業や大学と連携して IT 化を進めている実態について、Jinting.Deng (2019) “Should the common law system welcome artificial intelligence: A case study of China's same type case reference system”, 223 (3) Georgetown Law Technology Review, pp.223-280が詳しい。日本においても政府がデジタル化を推進する際に産業振興の側面を意識していることは明白である。この点について、デジタル庁 (2024) 「デジタル臨時行政調査会（廃止）」<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research#decision>

制執務のデジタル化を推進する一環として、2023年に官報の原本を電子的に作成・保存することを定める「官報の発行に関する法律」（通称「官報電子化法」）が制定された。その審議においては、データとして法令テキストをいかに構造化・標準化するという技術的課題が主要な論点となり、既存の法令に見られる多様な表現形式を改めて整合的に捉え直す必要性が示唆されている¹¹⁵。この例からわかるように、情報公開を含む情報化の環境においては、法専門職と他の職種との間の「協働」が一層求められるかもしれない。

第2～3章の検討からわかるように、近時の職業研究においては、専門職情報の特権性が問い直されている中、確立した専門職と見なされる法律家の情報発信に関しては、発信者（法専門職）の優位性が依然として議論の前提とされている。それに対して、本章は、情報の受容環境に着目し、認知資本主義といった社会の変容と法専門職の実践との関連性を検討することで、現代社会において法律家に対しても知識の共有・共感を求める社会の圧力が強まり、それが法専門職による情報発信の活発化を促す要因の一つとなっていると論じた。

5 情報化の中の職業規範と法情報

前章では、法律家による情報発信を、特定の依頼者との関係にとどまらず、法専門職が提供する商品（コンテンツ）の一種として捉える可能性を検討した。次では、コンテンツとしての法情報がいかに評価されるのかという点について考察する。

上記の認知資本主義論が示唆したのは、情報の共有・分有が拡大する状況において、従来想定された、専門家から素人へと一方向に流れる法情報の伝達経路に変化が生じる可能性がある。依頼者との関係を前提と

¹¹⁵ 議事録のデータとして、デジタル庁「デジタル臨時行政調査会作業部会 法制事務のデジタル化検討チーム」第2回と第3回 <https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg-legal-practice-team>。なお、この点を言及したものとして、西村友海（2024）「AI・デジタル化と法制事務」法学教室 523号37-41頁がある。

する法専門職の情報活動であれば、法的助言に対しては、紛争処理の目標に沿って評価できるが、個別事案の委任と直接関係しない弁護士の情報発信は、それ以外の視点が必要であろう。問題は、「それ以外の視点」とは何か、それがどのように法情報の形成・流通に作用するのか、である。ここでは、流動的な法情報の共有を前提としつつ、同業者の法律家や依頼者以外の人々との関係性を踏まえた法情報の評価枠組みについて検討する。

5.1 情報発信を前提とする専門職：ファッションモデルの職業戦略を参考に

先行研究においては、コンテンツ産業で提供されたものには、文化的価値が含まれるため、その評価は個人の効用や市場価格によって一義的に決定することが難しく、消費者側の価値観が大きな影響を及ぼすと指摘されている¹¹⁶。そのうち、産業組織の意思決定過程の違いについて、特に欠かせないのは、アメリカの社会学者であるWalter W.Powellの分析である。Powellは、組織内の規範的根拠（normative basis）、コミュニケーションそして衝突処理（conflict resolution）の方法を基準にし、産業組織の形態を「市場型（market）」、「ヒエラルキー型（hierarchy）」と「ネットワーク型（network）」三つに分類した。その上で、契約や財産権によって信頼関係が担保される市場型、および階層に基づく正統性を重視するヒエラルキー型に対して、ネットワーク型組織を、非中央集権的意思決定とコミュニケーションに基づく相互の理解や協力の特徴とし、組織や参加者との間の情報共有や学習を強調するものとして論じられている¹¹⁷。Powellは出版や映像製作を含むコンテンツ産業（cultural industries）をネットワーク型組織の典型例として位置づけている¹¹⁸。

¹¹⁶ コンテンツ産業の社会的な特徴について、永田大輔＝松永伸太郎（2022）『産業変動の労働社会学－アニメーターの経験史』晃洋書房38-39頁を参照されたい。

¹¹⁷ Walter.Powell（1990）“Neither market Nor Hierarchy: Network Forms of Organization”, Research in Organizational Behavior12, pp.300-305.

¹¹⁸ 前掲注・Powell（1990）, pp.307-308.

では、ネットワーク型の組織において、専門職はどのように振る舞っているのか¹¹⁹。この点については、自らの「(身体)美」を商品とするファッションモデルの業界を論じたAshley Mearsの議論は、参照に値する。ファッションモデルに関しては、既存の専門職には該当しないものの、現在では業界組織が形成されており、またポーズングやウォーキングなどの専門的な技術が求められる職種である¹²⁰。これらの点を考慮すれば、ファッションモデルをプロフェッションの一種として位置付けることも可能であろう。

法律家の情報提供を検討する本稿にとっては、ファッションモデルの業界は興味深い。伝統的に、弁護士業界もモデル業界と同様に、特定の組織に所属せず、個人事業主として活動する形態が多いとされてきた。また、ファッションモデルは、メディア媒体を通して自分の身体的イメージを商品として提供することから、「美」という抽象的な価値を体現する役割を果たしている。それに対して、法律家も情報を媒介し、すなわち法解釈を通じて個別の問題への解決方針を提示する実践を担っており、ファッションモデルと同様に規範的な価値（「正義」）の具現化を目指している。法律家の場合も、ファッションモデルほど雑誌などメディアでの露出を必要としていないが、情報発信には専門職としての能力を周知させる側面がある。一見、全く異なる法専門職とモデルという二つの職業との間に一定の共通点が見出される。

Mearsの研究は、ファッション産業の参与観察を通して、ファッションモデルの価値を決めるメカニズムについて検討している。彼女は、ファッションモデルの業界においては、身長や体重など身体サイズを測られるのにも関わらず、美の判断に使われるのはこうした客観的な基

¹¹⁹ 法社会学の文献として、行政執行の場面に素材にネットワーク型の組織形態とその作用を論じる平田彩子(2017)『自治体現場の法適用』(東京大学出版会)がある。そこで平田が注目したのは、法専門職ではなく、技術官僚の法解釈であるが、その後の研究では、行政組織のネットワークの中に弁護士がいかなる役割を果たすことに関心を示した(前掲注・平田(2024) 87-89頁)。

¹²⁰ ファッションモデルの資格試験は、この点を示せるものである。一例として、日本モデル技能検定協会「モデル検定」https://model-kentei.jp/model_association.htmlを参照されたい。

準ではない。むしろ、モデルのスカウト、カメラマン、雑誌編集者やファッションショーの企画者など、ファッション業界に関わるさまざまな従事者関係者による評価が重要な役割を果たしているとされている。Mearsによれば、そこでの判断基準は、完全に主観的かつ個別的なものではなく、ファッション雑誌やショーなどのジャンルや企画の目的などに即して、それぞれの状況において何が評価されるのか依拠して予測しうる存在である¹²¹。モデルたちが、経験を積むとともに選抜の基準(予測)を習熟し、それを専門技能の一部として体得していた。ここでは、基準は安定化も規格化もされていないが、評価の良いモデルは揺れ動くルールの所在を読み取れる能力に長けているとされている。こうした評価の変動を前提とした規律のあり方を、Mearsが「浮動する規範(floating norm)」と呼んでいる¹²²。

以上のように、Mearsが提示した「浮動する規範」は、抽象的な価値(「美」)を不特定多数に伝える過程において、ファッション業界で形成されてきた専門職の行動基準である。このような規範体系には、以下の特徴が見られる。まず、雑誌やブランドなど情報の製作側の要請に柔軟に対応するために、体重や身長などの外見に関する規律は、相対的かつ流動的である。その表れは、オーディションなどにおいて、審査者がそれぞれの企画に沿ってモデルのボディをめぐる評価を下すことにある。その判断基準は、他の場面にそのまま応用できるほどの一般性があるものではない。次に、流動性があるにもかかわらず、こうした「不可視」なルールは、プロのモデルたちの行動を実質的に規律するものである。Mearsによれば、浮動する規範は、モデルたちがつねに自分の身体に満足しない、つまり様々の場面に応じて身体の詳細を自主的に管理する状況を生み出している¹²³。例えば、実際の体重と関係なく、常に食事を制限するというモデルの行動パターンは、美の表象に関するを提供する行動規範の効果として見られる。

上記の「浮動する規範」論から分かるのは、情報発信を前提とし、特

¹²¹ Ashley, Mears (2011) *Pricing Beauty: The Making of a Fashion Model*, University of California Press, pp.46-47.

¹²² 前掲注・Mears (2011), pp.95.

¹²³ 前掲注・Mears (2011), pp.93-94.

定の組織や業界を超えて流動性の高い活動においては、規範あるいは評価指針は事前に一律した形で規定するのではなく、個別な状況に応じて関係者が細かな調整を繰り返しながら作り上げられていくのである。また、このような評価ネットワークの構造は、相対的に安定しており、関係者の間に共有・継承されていることもポイントである。

5.2 法情報における「流通志向」の所在：二つの法情報観

「浮動する規範」論が示したコンテンツの製作・発信過程においては、専門職の情報提供が、置かれた状況に応じて、メディア関係者や読者の想定を踏まえつつ繰り返し調整されている。では、情報発信の実践が法律家に対するどのような要請につながるのだろうか。

先行研究の一部は、近時の日本の弁護士において外部の評価を意識する傾向が強まっていることを示唆している。日弁連の苦情処理を分析した山田恵子の研究は、2000年代以降の弁護士倫理に関する言説が公益性といった法専門職の規範的な役割ではなく、非法律家とのトラブルに対応するリスク管理を強調するようになってきたことを明らかにした¹²⁴。とはいえ、法専門職の情報活動が第三者評価に応じていかに調整されているかについては、未だ正面から検討されていない。以下では、法情報の内容とその役割に着目してその点を考察する。

法情報の伝統的な捉え方として、まず法情報学者の指宿信による分類法を概説する。彼は、法情報を「一次的法情報」と「二次的法情報」に分け、前者については「成文法に関する法令情報と判例に関する判例情報」、後者については「一次的法情報を収集、分類、整理した資料や検索ツール」、「法令情報として確定される前の作成段階のデータ（草案、法案、修正案など）」、「判例情報が形成される訴訟段階での資料（訴状、答弁書、起訴状など）」と「一次的法情報の解説や、解析・検討した結果に関する情報など（法令解説、判例解説、学術論文など）」と整理している¹²⁵。

¹²⁴ 山田恵子 (2018) 「『規範的主体』から『リスク管理主体』への転回：倫理的弁護士像をめぐる」江口厚仁＝林田幸広＝吉岡剛彦編『境界線上の法／主体―屈託のある正義へ』ナカニシヤ出版65-90頁。

¹²⁵ 指宿信 (2010) 『法情報学の世界』第一法規25-26頁を参照。

この分類法には、議会、行政官庁および裁判所といった公的な機関の発信を頂点とする法情報の階層性が組み込まれている。そこでは、立法または司法、公式的な法形成に関わる政治家、官僚、または彼らに助言する法律家といった発信主体に注目し、彼らの責任（情報公開・提供の義務）が強調されているように見える。同時に、発信者である立法者または法専門職は、情報の内容および公表の形式を自ら決めることができるため、この点において相対的に高い自律性を有しているように思われる。また、ここでいう法情報の発信は、制度啓蒙や法律知識の啓蒙といった文脈と親和的であり、非法専門職による法的見解を法情報の発信源とみなす発想があまり見られない¹²⁶。そして、公的機関に対する社会的な信頼・期待の高さも考慮すれば、このような法情報観には、情報（源）の権威性（正確性）が重視されるという構造が見て取れる（以下では、権威志向の法情報観と呼ぶ）。

それに対して、法令・裁判例とその解説に加えて、個別の法改正や訴訟に関する法律家以外の関係者や一般市民の反応・理解を提示する、法に関わる法情報も存在する。そもそも民主的統制の観点から、法令情報や判例情報であっても、それらは行政または法専門職の独占物ではなく、社会構成員一般が受け手になる公共財であることが理論的に想定されている。法情報の公開拡大が求める動きは、そのような考え方の表れともいえる。他方、新聞報道やエンターテインメント作品といった法に関わるコンテンツが、一般向けのメディアを介して流通し、紛争当事者以外のオーディエンスにも消費されることは、以前から見られる。その例として、裁判報道、また「法廷もの」と呼ばれる文芸作品のジャンルが挙げられる。

法令や判決（の作り手）の意図や文脈を重視する権威志向の法情報観に関しては、第三者における法言説の受容が少なくとも第一義的な課題ではないと考えられる。それに対して、直接に紛争処理を志向しない、一般向けの法情報は、広い読者・視聴者に読まれることで、制度の啓発

¹²⁶ たとえば、日本の法制審議会に参加した非法律家の発言の中に独自の条文解釈が含まるものの、法的議論ではなく、法意識という立法事実の情報として扱われたことはしばしば見られる。この点について、郭薇（2022）「法学者的な『意見調整』－法制審議会の事例」法律時報94巻10号93-99頁を参照。

だけではなく、既存の法制度への見直しといった多様な目的を果たすことが可能である¹²⁷。そのような情報環境には、「浮動する規範」論が示唆する状況と共通している部分があると考えられる。すなわち、不特定多数に向けて発信される法情報は、新たな企画あるいは社会問題の提示に沿って、法律家が情報提供者として素材を提示し、それをもとにメディアの編集側あるいは読者・視聴者のフィードバックを経て、実際のコンテンツが形成されていくという状況である。その中で、少なくとも描く対象または主題の選定は、メディア側の編集や読者のニーズに応じて行われるものであり、単に法改正や裁判の動向のみによって決められるものではない。さらに、個別の法律相談または事件依頼ではない法専門職の情報発信は、対面での講演を除き、書籍出版、マスメディアやSNSなど外部のメディア・フォーラムを利用することが一般的である。その場合、法律家の言説は教育または情報系のコンテンツの一種として扱われる¹²⁸。つまり、ここで見られる情報観（以下では、流通志向の法情報観）は、直ちに情報源の権威性に依拠する価値の序列ではなく、法律家－メディア－受け手というネットワークの中に生み出される法情報のメカニズムをより意識するものである。

表 1 二つの法情報観

権威志向の法情報観	流通志向の法情報観
発信主体の自律性を重視 義務の連鎖 発信内容が明示的である 法理念や法体系の確認（安定性） 「法的論点」の展開によって追うことのできるネットワーク 法規範（特に国家法）の公開や専門家の解説によって具現化される。	流過程の諸アクターの関係性を重視 参照の連鎖 発信内容が暗示的である 社会問題の反復と拡張（流動性） 問題の共有によって追うことのできるネットワーク 社会慣習まで含む法に関わる言説の記録によって具現化される

¹²⁷ 詳細な検討は、郭薇 (2020)「法情報の『大衆化』とその課題：法情報学の射程をめぐる一試論」情報ネットワーク法レビュー 19号167-187頁を参照されたい。

¹²⁸ この点を示す実証的な分析として、郭薇 (2025)「マスメディアと弁護士像－2000年以降の日本における弁護士記事と法情報調査を用いた探索的検討」法社会学91号208-223頁がある。

表1は、それぞれの法情報観の特徴を整理した対照表である。この表から分かるように、両者は情報コミュニケーションとして多くの相違点を持っている。法律家の論証(argumentation)に関する法学研究の中に、日常生活における議論と法解釈学との連続性を指摘した意見が複数見られる¹²⁹が、コミュニケーションの実践においては、法律家主導か否かの差異がまた重要である¹³⁰。「浮動する規範」論の視点を参照すれば、流通志向の法情報観に基づいて構築されたコンテンツとそれへの評価は、法専門職による法的判断にとどまらず、コンテンツの製作に携わる人々や情報の受け手といった外部の判断基準に対しても開かれている。その推測が正しければ、情報を発信する法律家には、発信の経験を積むとともに、例えば「ウケ」という流通過程に求められるコンテンツの判断基準に対応できるよう、いわゆる関係知(relational knowledge)が求められるかもしれない。そして、流通志向の法情報観は、権威志向のそれを取って代わるとするものではないものの、現代の情報空間において両者が時に衝突しうることにも留意する必要がある。

5.3 「流通志向的な法情報観」の応用可能性：ある裁判例を素材に¹³¹

本節では、テレビ番組において特定の弁護士らに対して懲戒請求するよう呼び掛ける裁判例を用いて、前節で抽出した二つの法情報観という理論枠組みの応用可能性を検証する。事案の発端は、あるタレント弁護士が、テレビのワイドショー番組において、当時広く報道された刑事裁判の弁護団の弁護方針を批判し、弁護団への懲戒処分を呼びかけたことである。同番組放送後、上記の弁護団が所属する弁護士会には大量の懲

¹²⁹ 議論学の知見に基づいてこの点を論じた近年の文献として、太田勝造編著(2020)『AI時代の法学入門－学際的アプローチ』弘文堂7-62頁、または角松生史(2025)「制定法解釈における議論スキーム」法律時報97巻3号117-122頁がある。

¹³⁰ 本稿が扱う情報発信以外、コミュニケーションとしての法専門職と一般の相談活動の差異を指摘したものとして、原田杏子(2009)『専門職としての相談援助活動』東京大学出版会82-86頁がある。

¹³¹ 以下の内容は、郭薇(2024)「21章 法専門家と情報発信－弁護士は自由に情報発信できるのか」飯考行(編著)『ディスカッション 法と社会』八千代出版251-257頁で取り上げる事例分析を再構成したものである。

戒請求が届いたが、上記の弁護団が同タレント弁護士に対して名誉毀損などと主張し、裁判を起こした。その後の裁判では、一弁護士の呼び掛けとその後に弁護士会に寄せられた大量の懲戒請求との間の相関関係が論点とされた。法情報の流通に関する論点に絞って、裁判所の判断枠組みを検討する。

控訴審（広島高判平21年7月2日判時2114号65頁）は、テレビ番組というメディアの大きな影響力とそこに唯一弁護士の資格を持つ人物の役割を重視し、同タレント弁護士による弁護士団への非難が誇張的であり、これと懲戒請求の急増との間の関連性を認めた。従って、控訴審は、被告の弁護士が主体的に情報発信をコントロールできることで、その波及効果に責任があると考えた。それに対して、最高裁はこの事件における弁護士発信自体の影響を限定的に捉えている。最高裁（最判平23年7月15日民集65巻5号2362頁）は、同タレント弁護士の懲戒請求への呼び掛け行為を「視聴者自身の判断に基づく行為を促す」趣旨でされたものであると認定した。この理由として、問題となる番組が放送される前にすでに類似した弁護団への批判がマスメディアにて見かけられることに加え、懲戒請求にあたって「自身の実名、連絡先等を記入した書式を作成」するなど一定の負担が自らの判断で引き受け、弁護団Xらへの懲戒請求を遂行した者が多数であったことが推測されている。

このような情報発信の位置付けについて、控訴審は法専門職が現存の司法制度に関する知識の正確性を伝える必要性を言及している。また、テレビ番組における被告の発言に対する評価（「誇張的」）も、従来の法律家の規範的役割に合致した判断のように見える。このような判断は、上述の「権威志向の法情報観」とみれる情報発信のモデルと重なるものであると考えられる。

それに対して、最高裁の判断における法情報コミュニケーションの理解には、流通志向の法情報観に接近する面が見られる。ここでは、マスメディアにおける弁護士の発言は、法学ではなくこれまで発信された情報との整合性が検証され、視聴者も自分の関心に沿ってその発言を消費・参照したことが言及されている。最高裁での審理においては、被告のタレント弁護士は、裁判で原告の弁護団に対して刑事弁護制度や司法制度に対する国民の信頼を維持するため、弁護の主張変更の理由につき

説明すべき義務があると主張した。もし彼自身もその主張に従って行動しているのであれば、情報発信する弁護士自身は、「浮動する規範」論に描かれているように、情報発信において視聴者の評価基準に左右されることになる。一方、裁判所は、この主張を正面から受け入れたわけではなかったものの、「弁護活動が、重要性を有することからすると、社会的な注目を浴び、その当否につき国民による様々な批判を受けることはやむを得」ないと述べた（最判平23年7月15日民集65巻5号2362頁）。最高裁の判決においては、少なくとも法専門職の対外発信による影響を判断する際に、法専門職以外の多様な主体の反応が意識されていたと言えるであろう。

この裁判例からは、弁護士による情報発信において、法実務に基づく専門的知見の提示にとどまらず、メディア側や視聴者の事情による影響の強さが読み取れる。ここでは、法専門職による対外発信のあり方に対する判断自体が流動的であり、第三者である情報の受け手による評価が実際に弁護士の情報発信を規定することが示唆される¹³²。言い換えると、情報発信する法専門家には、法令及び法的問題に精通するだけでなく、メディア市場のメカニズムあるいは情報の受け手に対する理解力が必要とされる¹³³。この点においては、まさに「浮動する規範」論が描写した

¹³² 本判決は、不法行為の受忍限度論を用いた判断とされる。受忍限度論は従来、原則的には社会で是認される行為や権利行使によって、法律上保護される被害者の利益が侵害された場合に用いられる。このケースにおいて最高裁はタレント弁護士の呼び掛けにより相手の弁護活動の当否が批判されることに一定の理解を示した。本件については侵害行為の態様、弁護士としての社会的立場や被害者の負担の程度などを配慮する裁判所の総合的な判断であることが指摘されている。この点を言及した判例評釈として、中島基至（2012）「弁護士であるテレビ番組の出演者において特定の刑事事件の弁護団の弁護活動が懲戒事由に当たるとして上記弁護団を構成する弁護士らについて懲戒請求をするよう視聴者に呼び掛けた行為が、不法行為法上違法とはいえないとされる事例」ジュリスト1438号190-191頁、水野謙（2012）「テレビ番組において特定の弁護士らについて懲戒請求するよう呼び掛けた行為と不法行為の成否」ジュリスト1440号82-83頁、または前田陽一（2013）「テレビ番組出演者が特定の弁護士らについて懲戒請求を呼び掛けた行為と不法行為の成否」私法判例リマークス46号46-49頁がある。

¹³³ 元々日本の弁護士に関しては、法律知識のみに基づいて助言することは想

状況と構造的に通底するように思われる。

個別の事例としては、上記のケースに一過性的な面を否定できない。これまでの（日本）法情報学においては、情報源としてメディア・コンテンツが、法に対する社会の反応を把握する、補助的なものとして位置付けられている¹³⁴。ただし、上記のケースに見られるように、時事評論を公開する弁護士は、今では新聞やテレビなどマスメディア以外、SNSの個人アカウントにおいても散見される。この現象を踏まえると、流通志向的な法情報観が、実際の法情報発信において広く見られる可能性があると考えられる¹³⁵。

6 結び

本稿が注目した情報化の効果は、単に知的生産を重視するような情報活動の拡大でも、コミュニケーション・ツールとして情報技術が効率的

定されていないと思われる。たとえば、「研鑽」に関する弁護士職務基本規程第7条の解説においては、日本弁護士連合会は、「複雑高度化している社会で生起するさまざまな法律事件を適切に処理していくためにも、教養を深め、広い知識を有するよう努めるべき」とした上で、「弁護士がさまざまな問題を抱えた依頼者に直接接して適切なアドバイスを与えるためには、法律知識のみを有していれば足りるものではない」との立場を示している。日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著（2017）『解説 弁護士職務基本規程第3版』日本弁護士連合会19-20頁を参照。

¹³⁴ たとえば、新聞情報は日本の法情報学教科書に言及されているものの、重要度の高いものとして扱われているとは言い難い。日本における法情報学の定番の教科書として、いしかわまりこ＝藤井康子＝村井のり子（2016）『リーガル・リサーチ 第5版』（電子書籍）日本評論社6286-6492頁を参照。

¹³⁵ この点に関して、SNS上の投稿内容をめぐる裁判官分限裁判（最高裁平成30年10月17日大法廷決定）およびその後の弾劾裁判（令和3年（訴）第1号事件）は興味深い事例である。弁護士の情報発信を主な分析対象とする本稿は、裁判官の情報発信に関する検討を割愛するが、その事例においても発信者以外の特定多数の感覚は判断の基準として使われていることを指摘することにとどまる。この点を言及したものとして、土屋孝次（2024）「史上10件目の弾劾裁判は何を示したか」ジュリスト1601号62-67頁。

に活用されるものでもない。ここで目指しているのは、情報の流通－活用が法律分野にもたらす影響あるいは変化を描き出すことである。法律家は、もともと法に関わる知識などの情報を収集、整理、解釈し、それを提供する役割を担う専門職である。情報化の影響として、法律家が実践する情報活動に見られる変化の解明も重要であると考えられる。

上記の視座に基づいて、本稿は法専門職の実践における情報発信の位置付けについて検討してきた。そこから得られる主な知見は、以下の通りに要約する。

①職業社会学の議論に基づいて、専門職と知識・情報との関係についての学説の整理を行い、専門職主導の知識体系に基づく自律型の専門職像の限界を指摘した。1970年代に専門知の特権性に対する批判が高まり、さらに1990年代以降、商業化や職業の流動化を背景に、情報を介する専門職と外部社会とのコミュニケーションの意味が重要視されるようになった。

②法専門職の情報発信に関しては、専門職が個人の利益を獲得しようとするインセンティブのみでは説明できない。法専門職の先行研究から、法に関する知識（情報）は、自然科学のそれより広範な議論に参照されやすいことで公的議論に深く関わる一方、法専門職のアイデンティティ維持を間接的に支える道具でもあることが分かった。

③認知資本主義の議論を参照しながら、積極的な法情報の共有は、産業構造の変容によって一層求められることが示された。その環境の下で、法専門職は、個別の紛争処理にとどまらず、（法）情報の共有によって社会活動の日常的な規律をサポートする傾向がより顕著になった。このような状況で求められるのは、学術研究に基づく体系化した知識から円滑な活動のための工夫など関係知へと移行するということも確認できた。近時の法専門職の活動には、コンテンツ産業の論理が割り込む社会的な素地が形成されている。

④情報発信を前提する専門職の在り方に関しては、コンテンツの作成・発信が欠かせないファッションモデルの行為規範に関する社会学の研究を参照し、専門的技能に対するモデル自身の研鑽のうちに、情報発信に関わる諸主体の行動予測に基づく「浮動する規範」の存在が確認された。それと共通して、法に関わる日本の情報発信においても、情報源

の信頼性にに基づく伝統的な基準とは異なる、流通過程における関係性的な評価がますます重要視されていく可能性を論じた。

本稿の主張は、次のように整理できる。従来の法実践が重視する個別事案の紛争処理での情報提供は、主に依頼者と法専門職との間の知識(情報)格差を前提としたものである。それに対して、一般向けの法的・政策に関する解説を含む法律家の情報発信は、問題の共有を目指し議論の喚起を促すために、メディアや受け手の論理に配慮するという点で質的に異なるものである。その上で、情報発信に携わる場面が増大することにつれて、法律家の活動は、法律家集団の自己規律の枠に収まらない、より一層、法外的な要素に左右される傾向が強まると推測する。

本稿は、依頼者や法律家との間に直接のコミュニケーションではなく、法専門職においてメディアを介する、第三者向けの情報発信が遍在化する現代の法情報メカニズムを検討した。従来、法律家の発信は希少価値のある法律知識を非法律家に伝える、いわゆる啓蒙的な側面が注目されてきた。これに対して、今日のメディアに出現した法律家の言説は、単に知識の提供が目的ではなく、受け手のアクションを引き出すものとして理解することもできる。この受け手との関係については、弁護士依頼の促進といった商業広告的効果から、人々の司法アクセスの改善や、受け手自身の紛争処理の支援(Do-it-yourself legal services)に至る多様なものが考えられる。いずれにせよ、そこでは、情報発信の行為自体は、法専門職の活動を維持していく上で不可欠なものになりつつである。本稿のタイトルにある、「助言」から「共有」へとは、法専門職において情報活動が担う役割の変化を指すものである。

留意すべきは、このような変化は直ちに法律家の権威低下につながるわけではない。冒頭で述べたように、インターネットの普及や情報公開の推進により、法律家以外の人は以前より法情報を収集・批評しやすくなってきたが、その副作用として、正確さを欠く情報の拡散や専門家への軽視、いわゆる反知性主義(populism)の問題が近年指摘されている。本稿の検討から指摘できるのは、法情報に身分知としての側面であり、専門職が知の大衆化と対立するのではなく、情報発信を用いてその身分が強化される可能性である。親近感または面白さを重要視する法律家の情報発信においては、その発信への信頼は、必ずしも当該法律家が把握

した専門知識の程度と連動しているとは限らないように思われる。言い換えると、情報活動が求められる法専門職においては、法律家個人の振る舞いに対する社会的評価がより大きな役割を果たすようになっていくかもしれない。本論は、差し当たりこの仮説を提出することにとどまる。今後、情報発信行為が弁護士の評価に対する影響を実証的に分析することによって仮説の検証を行う。

そして、法律家による情報発信という実践の解明は、法専門職研究、公共圏論やメディア論が交錯するところに位置付けられるものである。以下では、関連の研究領域の議論を敷衍しながら本論の含意を明示する。

従来の法専門職に関する研究は、訴訟活動およびその支援を中心に、国家と市場の関与や、依頼者と法専門職との相互作用に焦点を当ててきた。それに対して、本稿は訴訟実務から離れる情報発信を検討することにより、依頼者以外の第三者と法専門職との関係に注目する。むろん、将来何らかの法的紛争に直面する可能性を排除できない以上、第三者を潜在的依頼者として捉えることは可能である。しかしながら、上記の検討が示したのは、実際の事件処理とは別に、情報コンテンツの創出や消費として現れる法廷外の活動をめぐる独自のエコシステムである。そこから、訴訟や個別の紛争処理を中心とした活動と異なる弁護士のキャリア形成が見られるかもしれない。この点においては、本稿の検討は、第三者との関係性から新たな法専門職の在り方を探求することに寄与することができると考える。

法律家による情報のうちに、政策提言を含む法運動に接近する内容であれば、それが間接的に国家・社会と法律家との関わりを考察する素材になる。それは、広い意味での公的問題を議論する公共圏の成立とそこで専門家が果たす役割の所在といった論点にもつながる。法律家の発信がどのような議論を触発し、それが公共的なコミュニケーションを貢献/阻害をしているのか、といった問題に関しては、筆者は別個の事例研究を通じて検討した¹³⁶。今後、他の専門職の状況との比較を加えて、情報発信を通して法律家の社会的役割についてさらに分析を深める必要があるだろう。

¹³⁶ 前掲注・郭薇(2022) 20-35頁。

他方、弁護士業務の販促を前提とした弁護士紹介サービスや広告と違って、本稿は法律家の情報発信の、メッセージ内容自体の消費で完結するコンテンツ業に内包される側面を示唆する。法専門職と市場との関係から見れば、これは、法的サービスの利用促進だけではなく、娯楽、広告といったメディア業と法専門職のビジネスモデルとの融合可能性を意味するのであろう。この推定が正しいければ、法専門職と他の職業との差異が縮小し、法律家の専門性をより流動的なものとして捉えられるかもしれない。

もっとも、情報化が専門職と利用者との間に存在する格差を縮小し、専門職がより社会応答的な存在になっていくというのは、情報社会論において繰り返し見られる主張である。本稿の結論と、第2章で紹介したKrizerの「ポスト・プロフェッショナリズム」論との親和性を否定できない。しかしながら、本稿は、(情報)技術が社会を変化させる効果を強調する、いわゆる技術決定論ではない。むしろ、以上の検討から、法専門職には実務家としてのプロフェッショナリズムの実質的な衰退が見られる一方で、いまだに規範的秩序の解説者としての身分的な権威が維持されている、一種の奇妙な「共存」が確認される。今後、実証分析を通じて、このような「共存」のメカニズムとその問題点を具体的に解明していくことを目指す。

最後に、本稿の射程について述べる。本稿は、一国・地域の法専門職とくに弁護士業の現状解明を目指すものではないが、論拠として日本の事例を多用したことも事実である。情報化社会における法専門職の変容という一般的な問いに対しては、日本の事例分析がいかなる意義を持つのだろうか。

日本の事例には、以下のような二面性が有している。まず、日本のリーガルエコシステムが持つ特性、すなわち厳格な非弁禁止規定の運用、高度な弁護士自治の維持、さらに大型の弁護士事務所と組織内法務の数がまだ少ないことを考慮すれば、日本の法専門職は、比較的に国家・政府や市場からの介入から一定の距離を保てているように見える¹³⁷。制度

¹³⁷ ここでは、David. Wilkins=David.Trubek=Bryon Fong (2020)“Globalization, Lawyers, and Emerging Economies: The Rise, Transformation and Significance

的・事実に法専門職の自律性が相対的に強い社会において情報化の影響がどのように現れるのかについては、日本の事例を用いて、法律分野の情報化が先行した社会（例えばアメリカや中国）を考察対象とする研究と異なる視点を提供できるように思われる。

また、第4章の検討が示したように、近時の法専門職による情報発信の活発化においては、単なる専門知識の提供を超え、感情や人間性といった側面を注目されている。この傾向は、一見すると新しい議論のように見えるが、戦後の日本社会の近代化運動が克服しようとした、人々の行動が身のまわりの「義理人情」にとらわれるという発想に逆戻りする可能性も内包している。現代の専門職論は、西洋の近代化に伴う社会構造の転換と密接に関係するものの、そこで見られる、法専門職を介して社会の紛争を解決し、とくに訴訟手続を活用させるという前提は必ずしも自明なものではない。日本における法専門職の情報発信には、法専門職のプロモーション手段にとどまらず、人々の主張や行動を指南する広い意味での訴訟外の法的サービスとしての側面が窺える。日本の事例を通じて、非西洋社会を含む法の社会「実相」を明らかにしつつ、体系化した知識を核とする近代の専門職文化を見直す意義もあるのだろう。

【付記】本研究はJSPS科学研究費19K13580及び23K01206の研究助成を受けた成果の一部である。

of the New Corporate Legal Ecosystem in India, Brazil and China”, 61Harvard International Law Journal, pp.282-355のリーガルエコシステム類型化からヒントを得た。